

令和6年度 第1回唐津市男女共同参画推進協議会次第

日時 令和6年7月23日(火)10:00～

場所 大手口別館5階会議室
(大手ロセンタービル5階)

1 開会

2 地域交流部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議事

(1) 唐津市男女共同参画基本計画(第4次)令和5年度及び令和2～5年度の
計画期間中の実施状況について 【資料1-1】【資料1-2】

(2) 令和5年度審議会等委員に占める女性の割合について 【資料2-1】

(3) 唐津市男女共同参画基本計画(第5次)の素案について
【資料3-1】～【資料3-4】

(4) 令和6年度女性活躍推進事業について 【資料4-1】

5 その他

成果指標・活動指標一覧

【資料1-1】

《指標》

- ・成果指標とは、5年後に目指す成果で、『何』を『どのくらい』にするのかを表すもの
ただし、一部毎年度把握しているものがある。
- ・活動指標とは 基本目標を達成するために、『どのような活動』を『どのくらい行うか』を表すもの

基本目標1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり

施策の方向(1) 固定的な性別役割分担意識の解消							
成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
「男女共同参画社会」の認知度(意味を知っている、聞いたことがある)	100%	79.9% (H30年度)				69.1%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など性別で役割を固定する考え方に反対する割合(反対、どちらかといえば反対)	70%	62.3% (H30年度)				69.2%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
男女共同参画フォーラム、講演会などの参加者数	1,500人	991人 (H30年度)	276人	178人	201人	223人	男女共同参画課
人権フォーラムの参加者数	200人	100人 (H30年度)	0人	80人	70人	77人	人権・同和対策課
施策の方向(2) 幼少期からの男女共同参画意識の形成							
成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
「男のくせに・女のくせに」、「男らしく・女らしく」などと言われて、嫌な気持ちになった中学生の割合	0%	9.7% (H30年度)				8.3%	男女共同参画に関する中学生意識調査
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
市民団体と連携した講座などの参加者数	700人	635人 (H30年度)	42人	69人	12人	195人	男女共同参画課
男性の家事・育児・介護参画を推進する講座の実施回数	40回	32回 (H30年度)	42回	32回	16回	14回	男女共同参画課、保健医療課、子育て支援課(こども家庭課)、生涯学習文化財課
施策の方向(3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進							
成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
審議会等委員に占める女性の割合	40%(早期)更に50%を目指す(女性委員がない審議会をなくす)	33.3% (H30年度)	36.0%	36.2%	38.0%	38.4%	唐津市公的審議会等女性委員登用率
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
唐津市女性人材バンク登録者数	30人	20人 (H30年度)	20人	31人	30人	31人	男女共同参画課

施策の方向(4) 市役所での取組強化

成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など性別で役割を固定する考え方に反対する市職員の割合(反対、どちらかといえば反対)	100%	68.8% (H30年度)				74.4%	男女共同参画社会づくりのための市職員意識調査
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
男女共同参画に関する職員研修の実施回数	毎年1回以上	1回 (H30年度)	2回	2回	2回	2回	人事課
管理職に占める女性の割合	16%	12.5% (H31.4.1現在)	13.2%	12.3%	11.6%	12.5%	人事課
男性職員の育児休業取得率	5%	0% (H30年度)	6.6%	11.1%	19.5%	29.7%	人事課
職員一人当たりの年次休暇取得率	65% (平均13日)	55.5% (11.1日) (H30年度)	49.5%	57.8%	59.4%	63.9%	人事課

基本目標2 安全・安心な社会づくり

施策の方向(1) 地域防災における男女共同参画の推進							
成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
消防団員に占める女性の割合	2%	1.3% (H31年度)	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	佐賀県内の女性団員の割合2.3% (H31.4.1現在)に準じる
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
自主防災組織、住民向け防災説明会実施	15回	15回 (H30年度)	29回	32回	36回	40回	危機管理防災課
施策の方向(2) 生涯を通じた心身の健康支援							
成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
がんの検診受診率	50%	子宮頸がん 42.3% (H30年度)	26.7%	26.4%	28%	29.1%	唐津市保健事業 子宮頸がん 20~69歳 乳がん 40~69歳
		乳がん 25.3% (H30年度)	16.3%	17.5%	19.9%	21.5%	
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
特定健康診査の受診率	60%	41.3% (H30年度)	33.6%	33.8%	34.5%	35.6%	保険年金課
特定妊婦の数 (支援計画を立てた数)	—※1	119人 (H30年度)	134人	107人	94人	126人	保健医療課
施策の方向(3) 暮らしに困難を抱えた人への支援							
成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
(ひとり親家庭) 自立支援教育訓練給付金受給者数	—※1	4人 (H30年度)	2	3人	2人	1人	子育て支援課
(ひとり親家庭) 高等職業訓練促進給付金受給者数	—※1	23人 (H30年度)	19	13人	13人	16人	子育て支援課
公民館などでの人権研修・講座の開催数	170回	155回 (H30年度)	132回	92回	119回	115回	生涯学習文化財課

※1 数値の増減で成果を表すことが適当でない指数は、目標値を「—」としています。

基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

施策の方向(1) 職場における男女共同参画と女性活躍の推進							
成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
市内企業の管理職(課長職以上)に占める女性の割合	25%	19.7% (H30年度)				17.3	女性活躍推進に関する企業アンケート調査
女性活躍推進の取組を進めている企業の割合	50%	41.7% (H30年度)				40.1	男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
市内事業所の「女性の活躍推進佐賀県会議」会員登録数	43事業所	28事業所 (H30年度)	29事業所	30事業所	47事業所	48事業所	男女共同参画課
施策の方向(2) 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進							
成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
女性農業委員数(全19人)	7人	2人 (H31年度)	2人	2人	2人	2人	唐津市農業委員会
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
家族経営協定の締結数	197件	167件 (H30年度)	167件	166件	162件	163件	農業委員会
施策の方向(3) ワーク・ライフ・バランスの推進							
成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度(意味まで知っている又は聞いたことがある)	100%	63.3% (H30年度)				53.3%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
放課後児童クラブの利用が必要だが利用できない児童数	0人	50人 (R1.5月現在)	121人	29人	56人	32人	こども家庭課(子育て支援課)

基本目標4 男女間の暴力のない社会づくり

施策の方向(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶							
成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
夫婦間における次のような行為を”暴力”と認知する人の割合 ①【精神的暴力】 友人関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】 必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】 避妊に協力しない	①～③ 100%	①～③ —% ※2				① 50.9% ② 53.7% ③ 48.5%	調査対象としていなかったが、今後認知度を上げることで認識の向上を促進する
「DV」の認知度(意味まで知っている又は聞いたことがある)	100%	88.9% (H30年度)				84.8%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査
「デートDV」の認知度(言葉も内容も知っている又は言葉は知っている)	60%(早期)更に100%を目指す	52.3% (H30年度)				39.1%	男女共同参画に関する中学生意識調査
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				担当課
			R2	R3	R4	R5	
DV防止啓発セミナーなどの参加者数	80人	48人 (H30年度)	27人	0人	24人	31人	男女共同参画課
施策の方向(2) 相談体制の整備と被害者支援の充実							
成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
施策の方向(3) 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化							
成果指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	
活動指標	目標値	計画策定時	達成度				根拠・出典
			R2	R3	R4	R5	

※2 計画策定時の現状値を把握できなかったものは、「—」で表示しています。

【資料1-2】

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
施策の方向	(1) 固定的な性別役割分担意識の解消
具体的な施策	①男女共同参画の意識啓発と情報提供

達成率	達成率	評価基準
自己評価	4	75% 概ね達成している
評価	3	50% 概ね達成しているが、不十分な点がある
備考	2	25% 進捗している部分があるが、不十分な点が多い
	1	0% 進捗していない。取組の成果が確認できない

No	主な取組	内容	担当課	RS5年度の具体的な取組内容	令和5年度中			R2～R5年度の計画期間中		
					課題	取組	成果	左記における取組方針	評価の説明	取組の課題
1	フォーラム、講演会などの開催	人権に関するフォーラムを開催する。	人権・同和对策課	<p>中高生の人権作文・主張の発表と人権講演会を行う「人権フォーラム」を開催した。</p> <p>市内の小中学校55校と公民館24館に募集を依頼、その他市ホームページ、市報からついに募集を掲載した。</p> <p>社会・同和教育指導員による市民への啓発、市職員への人権・同和教育啓発研修を実施した。</p> <p>生涯学習文化財課</p>	<p>市内の公民館、企業などとして人権・同和教育研修や講座を開催する。</p> <p>生涯学習文化財課</p>	<p>人権・同和对策課</p>	<p>中高生の参加者が増え、約77人</p> <p>市内の公民館、企業などとして人権・同和教育研修や講座を開催する。</p> <p>生涯学習文化財課</p>	<p>中高生の参加者が増え、約77人</p> <p>市内の公民館、企業などとして人権・同和教育研修や講座を開催する。</p> <p>生涯学習文化財課</p>	<p>中高生の参加者が増え、約77人</p> <p>市内の公民館、企業などとして人権・同和教育研修や講座を開催する。</p> <p>生涯学習文化財課</p>	
				<p>【主催・協力】 講演会及びセミナー等参加者延べ188人 【参考（内訳）】 男女共同参画推進講演会：19人 キャリアアップセミナー（全4回）：延べ34人 女性のためのデジタルマーケティング講座（全2回）：延べ28人 市職員対象セミナー（DV被害者支援）：24人 女性活躍推進制度説明会：16人 市民対象DV予防啓発セミナー：31人 佐賀県版視聴覚：36人 【レゾナ主催（市補助金）】 男女共同参画フォーラム（1回） 35人</p>	<p>テーマ設定にあたっては、新たな参加者拡大を意識する。内容と参加者の属性に合わせ、オンライン又はハイブリットで開催することや、講師の幅も広げ、講師旅費が不要となることを考える。また、講師旅費削減が期待できる。土・日曜日や平日、夕方の開催などを検討する。</p>	<p>参加者が固定化する傾向にあるため、20代から40代が参加しやすいようなテーマ設定や実施方法及び広報を工夫する必要がある。また、講師旅費削減が期待できる。土・日曜日や平日、夕方の開催などを検討する。</p>	<p>中高生の参加者が増え、約77人</p> <p>市内の公民館、企業などとして人権・同和教育研修や講座を開催する。</p> <p>生涯学習文化財課</p>	<p>中高生の参加者が増え、約77人</p> <p>市内の公民館、企業などとして人権・同和教育研修や講座を開催する。</p> <p>生涯学習文化財課</p>	<p>中高生の参加者が増え、約77人</p> <p>市内の公民館、企業などとして人権・同和教育研修や講座を開催する。</p> <p>生涯学習文化財課</p>	<p>中高生の参加者が増え、約77人</p> <p>市内の公民館、企業などとして人権・同和教育研修や講座を開催する。</p> <p>生涯学習文化財課</p>

No.		令和5年度中				R2～R5年度の計画期間中		
主な取組	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	課題	左記における取組方針	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
2	<p>広報・啓発の促進</p> <p>男女共同参画週間、人権週間などの強調期間を中心に、市報、市報・FM放送、ホームページなどで啓発を行う。</p>	男女共同参画	<p>男女共同参画週間パネル展を実施した。</p> <p>R5.6.23～6.29 唐津市役所1階市民ホール</p> <p>内容：国のポスター、資料掲載、市民団体の活動展示、安「男女共同参画の視点で安心・安全な避難所」パネルの展示</p> <p>期間終了後、各市民センターに巡回展示、市報、FM放送、行政放送、ホームページ、フェスティバル、FMからつ期間終了後、ホームページで結果報告</p>	<p>パネル展開催について、多くの人に関心を持ってもらえ、充実した展示となった。</p> <p>市民団体の活動展示、安「男女共同参画の視点で安心・安全な避難所」パネルの展示など内容を工夫した。</p> <p>今後、データや図表を活用するなど、多くの人に来場してもらうよう展示内容を更に変更させたい。</p>	<p>今後、市民センター、FMからつなど巡回展示を実施する。</p> <p>市報や市ホームページ、FMからつなど巡回展示を実施する。</p> <p>市民センターでの巡回展示は継続して実施する。</p> <p>市民交流プラザ（大手口センタービル3階）で展示の啓発を実施する。</p>	<p>多くの人に関心を持ってもらえ、展示内容の充実を図る。</p> <p>パネル展示市民団体の拡大。</p> <p>市報や市ホームページ、FMからつなど巡回展示を積極的に実施し、来場者を増やしたい。</p>	<p>今後も男女共同参画週間と合わせた啓発を実施する。</p> <p>各市民センターでの巡回展示は継続して実施する。</p> <p>市民センターでの巡回展示は、市民交流プラザ（大手口センタービル3階）で展示の啓発を実施する。</p>	
		<p>人権・平和対策課</p>	<p>人権週間における市役所玄関及び啓発チラシやツツの配布。</p> <p>パネル展示</p> <p>市民センターでの「人権週間」周知の備置の設置。</p> <p>市報、行政放送、ホームページによる広報。</p>	<p>人権週間における市役所玄関及び啓発チラシやツツの配布、600パネル展示</p> <p>市民センターによる周知</p> <p>本庁玄関エントランス</p> <p>相対交流文化センター</p>	<p>人権週間における市役所玄関及び啓発チラシやツツの配布、600パネル展示</p> <p>市民センターによる周知</p> <p>本庁玄関エントランス</p> <p>相対交流文化センター</p>	<p>パネル展示等の充実</p>	<p>広報、展示、配布の啓発の取り組みは実施できた。</p>	<p>佐賀県人権啓発センターとの協力推進</p>
3	<p>市報の表現方法の検討</p> <p>市報、行政放送、ホームページなどで、使用されるイラスト・色など。男女共同参画の視座に立った表現に努める。</p>	生涯学習課	<p>市民に啓発記事を目にする機会を提供できた。</p> <p>男性で暖色系の衣装を着用したイラストがある場合は、積極的に採用した。保育士や警察官などの場合は、男女どちらのイラストも採用したほか、一般的に男性が多いイメージがある教師などは、女性のイラストを使用した、使用するイラストの色彩を男女に偏りがたないように配慮し、男女共同参画の視座に立った広報活動を行った。</p> <p>男女共同参画の視点で使われたイラストなどの数（市報）：39点</p>	<p>広報内容の充実が必要である。</p> <p>パネル展示等の充実</p>	<p>市民に啓発記事を目にする機会を提供できた。</p> <p>広報内容の充実を図り、市民への人権啓発を行っていく。</p>	<p>市報からつに人権週間等の期間を中心に年2回啓発記事掲載した。</p> <p>市報からつに人権週間等の期間を中心に年2回啓発記事掲載した。</p>	<p>原稿作成は指導員が行っているが、指導員の負担のため、指導員に負担がかかっている場合によっては見直しが必要。</p> <p>配色やイラストなどは、広報への親しみやすさ・読みやすさにつながるため、一層に全体的な視座を男女共同参画の視座に立ったものに表現できている点に立ったものがある。</p>	<p>指導員の人員解消と指導員以外の啓発記事の作成。</p> <p>引き継ぎ可能な範囲で男女共同参画の視座に立った広報活動を行う。</p>

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
施策の方向	(1) 面定的な性別役割分担意識の解消
具体的な施策	②男女共同参画に関する調査、情報収集

点数	達成度	評価基準
4	75%	計画に達成している
3	50%	計画に達成したが、不十分な点がある
2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
1	0%	着手していない、(策定方法など改善が必要)

No	令和5年度中					R2～R5年度の計画期間中			
	内容	担当課	成果	課題	取組方針	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針	
6	<p>男女共同参画に関する調査の実施と情報収集</p> <p>国、県や民間の調査機関の統計や調査結果などを活用し、男女共同参画を取り巻く情勢を把握する。</p>	<p>男女共同参画課</p>	<p>R5年度の具体的な取組内容</p> <p>国の動きを随時、内閣府男女共同参画局や国立女性教育会館のホームページ、新聞記事、資料などから把握し、業務の参考とした。</p>	<p>左記における成果</p> <p>新型コロナウイルス感染症に伴うDVをはじめとした女性動向や状況に対する国の把握し、市ホームページを通じて情報発信に努めた。セミナーなどを計画する際は、男女共同参画を取り巻く情勢を反映するよう努めた。(SDGsと男女共同参画、女性の政治進出、防災など)</p>	<p>課題</p> <p>ジェンダー統計を施策立案の裏付けに生かし切れていない。</p>	<p>左記における取組方針</p> <p>統計データの効果的な活用について担当職員のスキルアップを図り、効果的な施策展開につなげていく。</p>	<p>評価の説明</p> <p>3</p> <p>国のホームページや新聞などの情報に留意し、最新動向の把握及び事業への反映に努めた。</p>	<p>取組の課題</p> <p>ジェンダー統計を施策立案の裏付けに生かし切れていない。</p>	<p>左記における課題解決のための今後の取組方針</p> <p>統計データの効果的な活用について担当職員のスキルアップを図り、効果的な施策展開につなげていく。</p>
					<p>取組方針</p> <p>統計データの効果的な活用について担当職員のスキルアップを図り、効果的な施策展開につなげていく。</p>	<p>評価の説明</p> <p>2</p> <p>国のホームページや新聞などを定期的に確認し、最新の動向を事業の実施に反映するよう努めたが、ジェンダー統計の活用については十分である。</p>			

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
施策の方向	(2) 幼少期からの男女共同参画意識の形成
具体的な施策	① 家庭や地域での男女共同参画の推進

項目	達成率	評価
1	75%	達成
2	75%	達成
3	50%	達成
4	25%	達成
5	0%	達成

令和5年度中		R2-R5年度の計画期間中								
No	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	成果	課題	左記における取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題	今後の取組方針
7	<p>内 容</p> <p>男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を開催する。</p>	男女共同参画課	<p>R5年度の「佐賀県版両親学級」の開催に協力し、男性の育児休業取得についての啓発を実施した。</p> <p>津市男女共同参画会「唐津の借いっぴい?」パパ・ママ編」を市HPに掲載しYouTubeで放映した。</p> <p>男性の介護参画については、アバンセセミナーの情報提供に努めた。</p>	<p>佐賀県版両親学級参加者数：36人</p> <p>YouTube再生回数1457回 (R6.4.1現在)</p>	<p>R5年度はセミナー自体は県主催のセミナーとして実施したが、市内の公民館に限定されている。</p> <p>男性の家事・育児・介護参画を促進する講座は、アバンセセミナーに限定されている。</p>	<p>参加者層拡大に向けて、内容や実施方法を工夫する。</p> <p>佐賀県やアバンセと連携して効果的な啓発に努める。</p>	4	<p>R5年度はセミナーについては、県主催のセミナーとして実施したが、市内の公民館に限定されている。</p> <p>男性の家事・育児・介護参画を促進する講座は、アバンセセミナーに限定されている。</p>	<p>市主催のセミナー開催はあまりおこなわれていない。県主催のセミナーを開催し、育児支援情報センターや図書館と連携して効果的な啓発に努める。</p> <p>参加者層の拡大に向けて、広報や実施方法を工夫する。</p>	<p>上記における課題解決のための今後の取組方針</p> <p>参加者層拡大に向けて、内容や実施方法を工夫する。</p> <p>佐賀県やアバンセと連携して効果的な啓発に努める。</p>
	<p>生涯学習文化財課</p>		<p>男性教室（料理教室など）を実施した。</p>	<p>男性の家事・育児・介護参画を促進する講座の実施回数：年間7回（参加人数79人）</p>	<p>男性の家事・育児・介護参画を促進する講座に限定されている。</p>	3	<p>調理の技術や栄養に関する知識を習得した。また、男性の育児・介護参画を促進する講座は、アバンセセミナーに限定されている。</p>	<p>さまざまなテーマによる講座を開催するため、男性を対象とした講座を組み込む回数が増える。</p>	<p>参加しやすいつけ講座を開催する。</p>	
	<p>生涯学習文化財課</p>		<p>子育て教室（親子体操、おやこ工作、親子クッキング教室、読書講座）、女性教室（料理教室）を実施した。</p>	<p>家族のコミュニケーションに開かれた692名の妊婦家庭に参加。開かれた692名の妊婦家庭に参加。開かれた692名の妊婦家庭に参加。</p>	<p>現状、参加者がほとんど母親と子どもである。また講座を限定しているが一部の公民館に限定されている。</p>	3	<p>R5年度市主催講座を実施したが、本市の公民館に限定されている。また、子育て教室や読書講座などを実施しているが、参加者が少ない。今後、参加者層の拡大に向けて、広報や実施方法を工夫する。</p>	<p>市主催講座により家庭における男女共同参画を促進する。子育て支援情報センターや図書館と連携して効果的な啓発に努める。</p> <p>また、どのセミナーにも言えることだが、参加者が固定化する傾向にある。</p>	<p>父親の参加は少なくとも、母親の参加増加により家庭的なコミュニケーションにつながるよう促す。</p>	
	<p>保健医療課</p>		<p>父親向けのミニブック（冊子）を配布し、子育ての意識啓発を行う。</p>	<p>令和5年度、母子健康手帳を交付した692名の妊婦家庭に冊子を配布し、父親の育児意識啓発を行った。</p>	<p>母子健康手帳交付の際に、父親の育児意識啓発に十分なる機会がある。</p>	4	<p>R4年度まで母親の生活習慣病のリスクにより実施していたが、R5年度より第1子の保護者として82組177名が参加。育児初期の母に対して、母乳の必要性と乳幼児期の成長発達を促すための食生活の普及および育児支援を行った。</p>	<p>母子健康手帳交付の際に、父親の育児意識啓発に十分なる機会がある。</p>	<p>継続して冊子の配布を行い、普及啓発を行っていく。</p>	
	<p>保健医療課</p>		<p>妊婦期に開催していた「もうすぐママパパサポート教室」に代わり、令和2年度より、「親子食育教室」を開催。将来、生活習慣病の発症リスクを減らすため、産婦と乳児を含めたその家族の食生活に生活習慣病予防の重要性を伝える。</p>	<p>令和5年度、母子健康手帳を交付した692名の妊婦家庭に冊子を配布し、父親の育児意識啓発を行った。</p>	<p>父親の参加を促していくことが必要である。</p>	4	<p>R4年度まで母親の生活習慣病のリスクにより実施していたが、R5年度より第1子の保護者として82組177名が参加。育児初期の母に対して、母乳の必要性と乳幼児期の成長発達を促すための食生活の普及および育児支援を行った。</p>	<p>父親の参加を進めていくことが必要である。</p>	<p>継続して冊子の配布を行い、普及啓発を行っていく。</p>	

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
施策の方向	(2) 幼少期からの男女共同参画意識の形成
具体的な施策	②学校等での男女共同参画教育の推進

点数	達成率	評価基準
4	75%	目標に達している
3	50%	目標に達しているが、不十分な点がある
2	25%	着手していない、(実施方法など改善が必要)
1	0%	着手していない、(実施方法など改善が必要)

No	令和5年度中				R2～R5年度の計画期間中				
	内容	担当課	取組内容	成果	課題	取組方針	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
1	<p>固定的な性別役割分担意識にとらわれない学校運営に努めるよう、校長研修会・教頭研修会などを通じて指導する。</p>	学校教育課	性別に基づく固定的役割分担を前提に行われなかった。校長研修会や教頭研修会、教務主任研修会等を通じて指導と周知を徹底した。	学校行事や生徒会活動など性別に基づく固定的役割分担がないよう活動がされた。令和5年度において、トラブルとなったような報告はなかった。	男子向き、女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、児童生徒一人ひとりが主体的に進路を選択できる能力の育成。	男子向き、女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、児童生徒一人ひとりが主体的に進路を選択できる能力の育成。	各学校では、様々な役割の中で性別にとらわれない活動ができてきている。	男子向き、女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、児童生徒一人ひとりが主体的に進路を選択できる能力の育成。	キャリア教育を充実させることで、進路選択の幅を広げさせる。さらに指導と周知を徹底させたい。
2	<p>男女共同参画の意識向上に向けた各種研修への参加を呼びかける。</p>	学校教育課	男女平等教育の考え方に基いた新規採用職員研修、キャリア教育研修、専門研修等への参加の呼びかけを行った。	新規採用職員研修等において、男女平等の立場の研修が行われている。全小中学校において、夏休業期間中を中心として、セーフハラ等防止の映像資料を使用した校内研修会を開催した。	キャリア教育のさらなる充実を図る必要がある。	男女共同参画やキャリア教育に係る各種研修の周知を徹底し、参加を呼び掛ける。	時代の要請もあり、教育の分野でも多様化が浸透している。教職員においても、性別にとらわれない互いの考えを尊重していく研修機会も増え、意識の向上に寄与している。	キャリア教育のさらなる充実を図る必要がある。	男女共同参画やキャリア教育に係る各種研修の周知を徹底し、参加を呼び掛ける。
	<p>女性リーダー育成に向けた意識づけを行う。</p>	学校教育課	管理職に限らず、教務主任、研究主任等の各主任や、ハイクラスリーダーなどの活躍の場を紹介するとともに、それらに何か意識づけを図った。	令和5年度は、教頭17名、指導教諭8名、研究主任24名、スーパーチャージャー2名。また、各主任等においても女性リーダーとして活躍している。	組織の校となるべき30～40歳代の女性教員数が少なく、若手の任用については経験が浅いため、主任クラスに置くことが難しい。それでも力ある職員を育てる余地はできつつある。	管理職による若手から中堅の女性教員への意識付けと各主任等への積極的登用。今後も継続して取り組みたい。	組織の校となるべき30～40歳代の女性教員数が少なく、若手の任用については経験が浅いため、主任クラスに置くことが難しい。それでも力ある職員を育てる余地はできつつある。	管理職による若手から中堅の女性教員への意識付けと各主任等への積極的登用。今後も継続して取り組みたい。	管理職による若手から中堅の女性教員への意識付けと各主任等への積極的登用。今後も継続して取り組みたい。

No.	令和5年度中					R2-R5年度の計画期間中				
	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	左記における成果	課題	左記における取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
<p>学校での人権平等教育の推進</p> <p>13 男女平等教育の推進</p>	小、中学校での男女平等教育の導入を推進する。	学校教育課	令和元年度より、校長研修会や教頭研修会、教務主任研修会などを通じて男女混合名簿の導入を推進した。	全小中学校において、男女混合名簿の導入が実施された。	特になし。	継続して取り組んでいく。	5	各学校や保護者などの理解が進み、100%の達成率となっている。今後もこの流れを続けていくことに問題はないため「完了」とした。	特になし。	継続して取り組んでいく。
	各学校に対して、人権教育や道徳教育などに合わせて男女共同参画の学習機会の充実を推進する。	学校教育課	人権教育は、SDGsの国の研究指定と関連して、取り組む道徳教育は、スーパーチャーターを活用した。人権標語や人権作文への取組も行っている。唐津地区人権、同和問題研究会が主体となり、実践事例展を作成し、各学校の取組について周知を行った。	人権教育は、SDGsの国の研究指定と関連して、取り組む道徳教育は、スーパーチャーターを活用した。人権標語や人権作文への取組も行っている。唐津地区人権、同和問題研究会が主体となり、実践事例展を作成し、各学校の取組について周知を行った。	各学校の取組には温度差があり、積極的に取り組む学校が固定化されている傾向がある。	人権標語や人権作文などに取り組むことで、人権に対する意識は高まっている。今後も積極的に小中学校に呼びかけたい。	4	取組に温度差があるのは否めない。積極的に取り組んでいる学校を模範として、全学校に取組を広げていく。	各学校の取組には温度差があり、積極的に取り組む学校が固定化されている傾向がある。	人権標語や人権作文などに取り組むことで、人権に対する意識は高まっている。今後も積極的に小中学校に呼びかけたい。
	人権意識を高め、男女平等を低学年から身に付けられるよう、人権標語、人権ポスターを募集する。	生涯学習文化財課 人権・同和对策課	市内の小中学校55校に募集依頼、その他市ホームページ、行政放送、市報からついでに募集を掲載した。	人権・同和对策課のため、市民に対する啓発活動として、人権ポスターコンテストを実施した。市内全戸配布した。人権標語・人権ポスター応募数：965点 人権カレンダー：49,800部	あらゆる人権問題の解決に、積極的にいかかわろうとする意識、態度の育成を目標とした人権教育活動の拡充が必要。	人権標語・人権ポスターの応募の増加を回る。	4	人権意識を高め、男女平等であることを低学年から身に付けられるよう、人権標語、人権ポスターを募集した。優秀作品を掲載した人権カレンダーを作成し配布を行った。	一部の学校で人権標語・ポスターの取り組みが行われているため、理解してもらうよう、啓発を行う。	各学校に一層の啓発活動に努める。
	中学校子育てサロンの導入、人権・男女平等教育の機会作り、男女関係なく育児や保育を学ぶことなどを考える場を提供する。	生涯学習文化財課	中学校や公民館内に子育てサロンを設置し、中学生と乳幼児とその保護者が直接触れ合う機会を作った。	市内中学校9校での開催	乳幼児とその保護者が地域の学校の生徒と交流する当該事業が、新型コロナウイルス感染症の影響下で実施校が減少しており、実施校数の回復が課題である。	学校現場と、地域の乳幼児の保護者に実施の理解を促すよう、積極的な事業の周知を行う。	4	コロナ禍において中止した年もあるがオンライン開催をすすめるなど、新しい取り組みによる活動を継続することができた。	コロナにより数年間中止している学校があり、再開できるように連携する必要がある。	各学校に積極的に周知を行う。
	学校で開催する子ども、保護者、教職員を対象とした研修会向けの補助教材や、講座の情報を提供する。	男女共同参画課	国、県、市が作成した啓発資料の提供を行った。市主催の「お出かけ講座」(出前講座)の広報を校長会で実施した。	市民及び企業向けの人権研修を担当する生涯学習文化財課に、佐賀県が作成した啓発資料(紙芝居など)と、市が作成した「男女共同参画」のDVDを提供している。母子保健推進員にDVD防止啓発研修会を開催した。	幼少期からの啓発の必要性がある。学校現場で男女共同社会実現についての教育が必要。学校現場に対して、積極的な情報提供を行っていく必要がある。	校長会への市主催の「お出かけ講座」(出前講座)の広報を実施した。まだまだ、学校現場への教育が必要など、情報提供が必要である。	3	令和5年度は校長会への市主催の「お出かけ講座」(出前講座)の広報を実施した。まだまだ、学校現場への教育が必要など、情報提供が必要である。	幼少期からの啓発の必要性がある。学校現場で男女共同社会実現についての教育が必要。学校現場に対して、積極的な情報提供を行っていく必要がある。	学校現場に対して、積極的な講座情報などの情報提供を積極的に行う。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
施策の方向	(3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
具体的な施策	① 公的審議会等への女性委員の参画促進

点数	達成度	評価基準
4	75%	項目に達している
3	50%	項目に達しているが、不十分な点がある
2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
1	0%	着手していない、(実施方法など改善が必要)

令和5年度中		R2～R5年度の計画期間中				
No	内容	担当課	課題	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
14	<p>女性委員の参画が進まない審議会等に委員候補者の情報を提供するなど、参画を働きかける。</p> <p>審議会等への女性委員参画促進について、全庁的に通知を実施。事前協議（委員推薦向け会議）の際、女性委員参画の考え方を伝えている。女性委員参画率を向上させるため、改善に向けた取組を行った。</p>	男女共同参画課	<p>女性委員の参画率が極めて低い。審議会等の解消が急務である。事前協議が形骸化している。審議会等がある。</p>	<p>令和6年度参画率50%に向けて取組を進める。</p>	<p>女性委員Oや参画率が極めて低い。審議会等の解消が急務である。事前協議が形骸化している。審議会等がある。</p>	<p>女性委員参画の必要性への理解を広げる取組を継続する。女性人材バンクの登録者を増やす。</p>
15	<p>唐津市女性人材バンク登録者の拡大</p>	男女共同参画課	<p>引続き市民センターや公民館などから候補者情報の把握に努めるとともに、候補者に直接働きかけるなど、具体的な取組を進めていく。</p>	<p>候補者推薦の依頼活動を実施したことにより、令和5年度は、1人の新規登録があった。</p>	<p>登録者の拡大に向けた取り組みの強化が必要。</p>	<p>引き続き市民センターや公民館などから候補者情報の把握に努めるとともに、候補者に直接働きかけるなど、具体的な取組を進めていく。</p>

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
施策の方向	(3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
具体的な施策	②あらゆる分野における女性の参画促進

点数	達成率	評価基準
4	75%	目標に達している
3	50%	概ね目標だが、不十分な点がある
2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和5年度中		R2～R5年度の計画期間中						
No	内容	担当課	課 題	評 価 の 説 明	取組の課題	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
16	<p>あらゆる分野に女性が積極的に参加できようように、人材育成に向けた講座や研修の情報提供を行う。</p>	男女共同参画課	<p>R5年度の具体的な取組内容</p> <p>レゾナ主催のフォーラムに補助金を交付し、女性参画の啓発に寄与した。</p> <p>市内企業や団体等の女性職員を対象としたキャリアアップセミナー（全4回）を開催し、女性管理職の人材育成を行った。</p> <p>女性のためのデジタルマルケティング講座（全2回）を受講し、女性に合わせたスキルを習得させた。</p> <p>労務労働局による産休制度説明会を開催し、経営者向け啓発を行った。</p> <p>アバンセ主催セミナーや女性の活躍推進佐賀県会議主催セミナーなどの情報提供を実施した。</p>	<p>自己評価</p> <p>4</p>	<p>あらゆる分野で男女共同参画の理解促進と女性の活躍を推進するため、効果的な事業の実施方法を検討し、女性向け・経営者向けの各種セミナーを実施した。</p>	<p>あらゆる分野での取り組みが必要であるため、庁内のあらゆる部署で男女共同参画を意識した事業が展開されるよう、職員の意識改革も必要。</p>	<p>左記における課題解決のための今後の取組方針</p> <p>市民向け講座を引き続き開催すると同時に、あらゆる施策において女性の活躍の視点を考えるよう、職員の意識改革に向けた取り組みを働きかける。</p>	
17	<p>地域で活動する団体と連携を強化して、公民館などで男女共同参画に関する講座を開催する。</p>	生涯学習文化振興課	<p>各種団体の会員の減少及び会員の高齢化、固定化</p>	<p>自己評価</p> <p>4</p>	<p>数年間コロナ禍により開催できなかったが、令和5年度は開催することができた。</p>	<p>多くの公民館で開催できるように努める必要がある。</p>	<p>男女共同参画の意識付けと他の講座開催との調整が必要である</p>	<p>公民館に対して講座開催に向けた積極的な働きかけを行う。</p>

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
 施策の方向性 (4) 市役所での取組強化
 具体的な施策 ①男女共同参画の意識向上と女性活躍の推進

達成率
 1 75%
 2 75%
 3 50%
 4 25%
 5 0%

No	令和5年度中				R2～R5年度の計画期間中				
	内容	担当課	課題	評価の説明	取組の課題	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針	
18	<p>男女共同参画の意識の徹底、向上</p> <p>職員、市民、事業者等に対する研修、啓蒙活動の推進に関する取組</p> <p>①男女共同参画研修 ②女性職員キャリアアップ研修</p>	<p>男女共同参画に関する研修、啓蒙活動の推進に関する取組</p> <p>①男女共同参画研修 ②女性職員キャリアアップ研修</p>	<p>①男女共同参画研修 ②女性職員キャリアアップ研修 ③男女共同参画研修 ④女性職員キャリアアップ研修</p> <p>対象に実施【30名受講】</p>	<p>5</p>	<p>予定していた研修を実施できなかった。</p>	<p>5</p>	<p>感染症拡大防止に留意しながら、研修を継続実施することをおおねね一貫している。</p>	<p>主査、副主査の女性職員を対象とした女性職員キャリアアップ研修について、受講者がおおねね一貫している。</p>	<p>令和6年度も引き続き研修を実施することとしているが、一部、研修の構成を見直すなど検討したい。</p>
19	<p>管理職の女性、職員の希望に応じた配置による向上</p>	<p>人事課</p>	<p>女性職員の発用を促進し、管理職における女性の割合の向上に努めた。</p>	<p>人事異動に際しては、性別に関係なく、一人ひとりの能力や適性、モチベーション、人間関係などの適性を踏まえた人員配置に努めた。</p> <p>令和5年度中に副課長級1名、課長級3名、副課長・係長級4名を昇任させた。</p>	<p>3</p>	<p>管理職に占める女性の割合は、おおねね一貫して推移している。低い状況である。</p>	<p>引き続き、個々の能力や適性、本人の希望等を考慮し、適切に昇任させていく必要がある。</p>	<p>異動希望調査により、女性職員の昇任意向を把握するとともに、女性職員キャリアアップ研修等を通じて昇進意欲を向上させるとともに、研修を継続する。</p>	
20	<p>セクハラ、パワハラ、モラハラなどの被害者相談窓口の整備</p>	<p>人事課</p>	<p>(1)職員相談員の選任・相談方法について 通知サービスで周知 職員相談員の選任：23人 (2)メンタルヘルス相談 月2回開設（希望がない場合は実施しない）メンタル不調者の早期介入や長期療養者への職場復帰支援者の増加に対応するため、令和4年度から開設日を月2回に増やした。 (3)ロゴチャットによる相談（R5.2月～） (4)職員相談員向け研修を開始した。</p>	<p>相談窓口の整備は、おおねね周知であり、周知についても継続的な実施により順調に進んでいる。</p>	<p>4</p>	<p>気軽に相談できるようロゴチャットによる相談窓口の整備は、おおねね周知であり、周知についても継続的な実施により順調に進んでいる。また、R5年度には職員相談員自身の相談対応能力を高めるための練習を推進した。</p>	<p>引き続き、相談窓口の周知を行う。また、研修会の開催等により職員相談員への対応スキルを高め、メンタルヘルス不調の発生予防や深刻化を防止し、公平かつ中立な観点から客観的な調査と認定を行うための練習を推進した。</p>		
21	<p>ワークライフバランスの推進</p>	<p>人事課</p>	<p>(1)時間外勤務の適正管理に向けた、①時間外勤務手当の管理表の活用、②時間外勤務時間の上限超過に係る理由書月を強化月間とした各種取組をはじめとした各種研修を実施した。 (2)ワークライフバランスの推進、健康増進の取組</p>	<p>必要となる人が利用できるため、周知を継続していく。また、ロゴチャットの活用など相談窓口が身近に感じられるようにした。</p>	<p>4</p>	<p>R5年度は、これまで実施してきた時間外勤務の適正化に関する各部署あての命令書に加え、強化月間の導入による各種取組や、上限超過に係る理由書による指導・監督を実施した。</p>	<p>引き続き、時間外勤務の適正化を推進する必要がある。また、女性職員の育児休業取得率に向上させるための取組を推進する必要がある。</p>	<p>ワークライフバランスの推進、健康増進の取組</p>	

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	2. 安全・安心な社会づくり
施策の方向	(1) 地域防災における男女共同参画の推進
具体的な施策	(2) 防災分野への女性の参画促進

項目	達成率	評価基準
1	75%	目標に達している
2	50%	概ね目標に達している
3	25%	概ね目標に達していないが、不十分な点がある
4	0%	概ね目標に達していない、(実施方法など改善が必要)

		令和5年度中				R2～R5年度の計画期間中					
No.	主な取組	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	課題	取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題	評価の説明	R2～R5年度の計画期間中
26	消防団への女性の参加促進の啓発	予防活動、後方支援、避難所運営など活動の内容を具体的に周知しながら、消防団への女性の参加促進に向けた広報を行う。	地域消防課	予防活動、後方支援、避難所運営など、具体的な活動内容を周知し、積極的な参加を促した。	令和2年度以降コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、必要最小限の消防活動のみを行っていたため、積極的な活動を行うことができていなかったが、令和5年度においては可能な範囲で取り組みを行った。	女性消防団員の確保	2	可能な範囲で勧誘活動を行ったが、女性消防団員数が停滞しているため。	女性消防団員を確保するために、どのような体制作りが必要か具体的に定まっていな	可能な範囲で勧誘活動を行ったが、女性消防団員数が停滞しているため。	女性消防団員にどのような活動を行ってもらうのか組織体制について協議を深めていきたい。
27	防災分野への女性の積極的参加の啓発	自主防災組織などへの女性の参画促進に努める。	危機管理防災課	各地区での総会や防災講話、防災訓練の際に、男女共同参画の視点について説明・周知を行った。	現在自主防災組織においては、町内会役員がそのまま自主防災組織役員を兼ねる場合が多く、女性のさらなる参加が重要。男女共同参画の視点の必要性の周知のため、説明・周知の充実等が必要。	自主防災組織の実施：計40回	3	防災の基礎知識がメインターゲットとなり、男女共同参画の視点の説明・周知についてはさらなる充実が必要。	今年も引き続き、防災講話を継続し、周知していく必要がある。	年間を通じて、各地区での総会や防災講話、防災訓練の際に、男女共同参画の視点について、基本的な情報の周知をすることができていく。	年間30回以上の防災講話等を実施する。
		自主防災組織による防災訓練や防災リーダー研修会などへの女性の参加の促進に努める。	危機管理防災課	防災訓練支援：1回 自主防災会意見交換会：1回 地域防災リーダーアップ講座：4回	防災訓練や地域防災リーダー研修会等を実施する際に男女共同参画の視点をさらに充実させることが重要。	防災訓練や地域防災リーダー研修会等を実施する際に男女共同参画の視点をさらに充実させる。	3	概ね順調であるが、さらなる理解促進が必要。	今年も引き続き、各種イベントを継続していく必要がある。	年間を通じて、各地区での総会や防災講話、防災訓練の際に、男女共同参画の視点について、講演会等を開催することを考えていく。	今年も引き続き、各種イベントを継続していく。

		令和5年度中				R2～R5年度の計画期間中					
No.	主な取組	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	課題	取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題	評価の説明	R2～R5年度の計画期間中
26	消防団への女性の参加促進の啓発	予防活動、後方支援、避難所運営など活動の内容を具体的に周知しながら、消防団への女性の参加促進に向けた広報を行う。	地域消防課	予防活動、後方支援、避難所運営など、具体的な活動内容を周知し、積極的な参加を促した。	令和2年度以降コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、必要最小限の消防活動のみを行っていたため、積極的な活動を行うことができていなかったが、令和5年度においては可能な範囲で取り組みを行った。	女性消防団員の確保	2	可能な範囲で勧誘活動を行ったが、女性消防団員数が停滞しているため。	女性消防団員を確保するために、どのような体制作りが必要か具体的に定まっていな	可能な範囲で勧誘活動を行ったが、女性消防団員数が停滞しているため。	女性消防団員にどのような活動を行ってもらうのか組織体制について協議を深めていきたい。
27	防災分野への女性の積極的参加の啓発	自主防災組織などへの女性の参画促進に努める。	危機管理防災課	各地区での総会や防災講話、防災訓練の際に、男女共同参画の視点について説明・周知を行った。	現在自主防災組織においては、町内会役員がそのまま自主防災組織役員を兼ねる場合が多く、女性のさらなる参加が重要。男女共同参画の視点の必要性の周知のため、説明・周知の充実等が必要。	自主防災組織の実施：計40回	3	防災の基礎知識がメインターゲットとなり、男女共同参画の視点の説明・周知についてはさらなる充実が必要。	今年も引き続き、防災講話を継続し、周知していく必要がある。	年間を通じて、各地区での総会や防災講話、防災訓練の際に、男女共同参画の視点について、基本的な情報の周知をすることができていく。	年間30回以上の防災講話等を実施する。
		自主防災組織による防災訓練や防災リーダー研修会などへの女性の参加の促進に努める。	危機管理防災課	防災訓練支援：1回 自主防災会意見交換会：1回 地域防災リーダーアップ講座：4回	防災訓練や地域防災リーダー研修会等を実施する際に男女共同参画の視点をさらに充実させることが重要。	防災訓練や地域防災リーダー研修会等を実施する際に男女共同参画の視点をさらに充実させる。	3	概ね順調であるが、さらなる理解促進が必要。	今年も引き続き、各種イベントを継続していく必要がある。	年間を通じて、各地区での総会や防災講話、防災訓練の際に、男女共同参画の視点について、講演会等を開催することを考えていく。	今年も引き続き、各種イベントを継続していく。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	2. 安全・安心な社会づくり
施策の方向	(2) 生涯を通じた心身の健康支援
具体的な施策	① 性の違いに応じた心と身体の健康づくりの推進

点数	達成度	評価基準
4	75%	計画に達成している
3	50%	概ね計画に沿って、不十分な点がある
2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No	令和5年度中				R2～R5年度の計画期間中			左記における課題解決のための今後の取組方針				
	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	成果	課題	左記における取組方針	評価の説明		取組の課題			
28	<p>身体への健康づくりの確保</p> <p>生活習慣病予防のための、健康づくりを推進する。</p>	<p>保険年金課</p> <p>保健医療課</p>	<p>高齢者の通いの場での健康教育・健康相談を8園域すべてで実施した。</p> <p>日常生活園域での健康教育の実施回数：18回</p>	<p>8園域9か所の通いの場において、各2回認知症・糖尿病予防のための健康教育・健康相談を実施してきた。</p> <p>高齢者の通いの場での健康教育の実施回数：18回</p>	<p>市内には各地区で通いの場での運動教室が開催されており、まだこちらが介入していないサークルがある。新規に開設された通いの場もあるため、地域包括支援センターと連携を図り、今後も継続して健康教育を実施していく必要がある。</p>	<p>令和4～5年度に新たに立ち上げた通いの場を対象に次年度は健康教育を実施していく。</p>	<p>対象者と日程調整を行ないながら、8園域で健康教育・健康相談を開催してきた。</p>	<p>5</p>	<p>5</p>	<p>コロナの影響で通いの場自体の開催が行われていない時期もあったが、日程の再調整等を行い、目標の回数を実施できた。令和5年度は対象の通いの場に複数回関わることができた。</p>	<p>市内にはまだ介入できていない通いの場や新規立ち上げの場があるため、今後も継続して事業を行い、健康教育・相談を実施していく必要がある。</p>	<p>左記における課題解決のための今後の取組方針</p>
			<p>教室利用者は、運動や健康意識の変化は確実に得られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エルゴメーター運動教室（9回） ・メタボ予防教室（9回） ・腰痛・膝痛コグ・イヨング教室（10回） ・氣切教室（43回） ・その他健康教育（94回） <p>合計健康教育実施回数：184回</p>	<p>運動教室参加後にも自宅で継続できるように取り組んでいるが、なかなか継続されることか難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進み、40～64歳の参加者が少ない。 	<p>運動教室については、ジムが市内にも10か所以上あり、地区公民館等でも類似の教室もあつていことから今後も運動教室は北波多総合保健センターを拠点として実施し、健康結果説明の際に、運動の個別指導を実施し、今後も有効な取組みを模索していく。</p>	<p>集団健康教育ができていない。</p> <p>運動教室については北波多を拠点とし、縮小した形で計画どおり実施してきた。</p>	<p>4</p>	<p>R3年度まではウォーキング教室を実施していたが、参加者の固定化があつたため、事業終了したが、R4年度から新規事業として腰痛・膝痛を予防する教室を開催した。また、メタボ教室では腹囲の減少や、身体活動強化の効果があつたり、医療費削減につながると考えられる。</p>	<p>健康意識が高い人が参加でき、生活習慣の改善が必要な人へ情報が届いていないため、参加しやすい環境づくりが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動教室参加後にも自宅で継続できるように取り組んでいるが、なかなか継続されることか難しい。 ・高齢化が進み、40～64歳の参加者が少ない。 	<p>・ホームページで健康後の生活改善が必要な人への周知に力を入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は北波多保健センターで開催しているが、唐津市保健センターの広い会場で開催し、参加者を増やす。 ・運動継続できるよう、運動の行政放送を紹介する。 		

No.	令和5年度中					R2～R5年度の計画期間中			左記における課題解決のための今後の取組方針	
	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	左記における成果	課題	左記における取組方針	評価の説明	取組の課題		
29	がん検診の受診を促進する。	保健医療課	<p>○がん検診カレンダーの全戸配布と毎月発行の保健だよりにより日程等掲載、検診案内通知書の郵送により住民へ周知した。</p> <p>○WEB申し込みを開始し、予約がとれやすいようにした。</p> <p>○保健センター等で集団検診、医師個別検診を実施した。通知をおこなった。</p> <p>○夜間検診(尿、大腸)をおこなった。</p> <p>○検診予約者の未受診者への受診勧奨</p> <p><集団検診> ・特定健診 同時実施71回 ・休日検診 17回 ・女性のみ検診 5回 ・夜間検診 2回</p>	<p>受診勧奨を行ったこととWEB予約を開始した。夜間検診は、昼間受診できなくなった人が新規で受けることができた。</p> <p>○受診者数 胃がん 3,279人(見込) 大腸がん 6,799人 肺がん 6,425人 子宮がん 6,692人(見込) 乳がん 3,272人(見込)</p>	<p>がん検診の受診者数は前年度より増加したが、働き盛りの40～50歳代の受診者が少ない。</p>	<p>未受診者への再勧奨通知は継続し、受診率向上の取り組みを強化する。検診の予約がしやすいような検討を行う。</p>	4	<p>受診勧奨等を行ったことと受診者数は増加した。</p>	<p>コロナ禍で受診者が減少したが、あらゆる手段で受診勧奨をおこなったこと、令和5年には増加した。毎年受診を勧めることで、がんの早期発見につながっていると考ええる。</p>	<p>夜間検診は仕事が終わった後に受診できることから、働き盛りの人にとっても受けやすくと考えられる。夜間検診PRをおこなう。</p>
特定健診など各種健康診査の受診促進、特定保健指導の参加促進			<p>国保被保険者(40～74歳)を対象に特定健診を実施し、保健センター等での集団検診と、指定医療機関での個別検診を実施した。</p> <p>◎がん検診と同時実施 ※対象者へ個別の案内通知 ・休日検診 17回 ・女性の健診 5回 ・夜間健診 2回 ◎年間健診カレンダーを4月に全戸配布</p>	<p>令和5年度は保健センター等での集団健診は71回実施。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行から、健診の受診者数が減少。その後も集団健診の受診者数は増加しているが、個別健診の受診者数が減少したまま、特定健診の受診率が伸び悩んでいる。</p>	<p>今後も特定健診の受診勧奨を継続していく。がん検診との同時実施の継続。個別健診の受診率向上のため受診勧奨の取り組みを強化する。</p>	3	<p>新型コロナウイルス感染症の流行から受診率低下が現在も続いており、受診率が伸び悩んでいる。</p>	<p>前年度健診受診者で現年度健診未受診の人が多く、医療機関に通院している者の健診未受診者が多い。</p>	<p>健診受診者が翌年度も健診を受診するように働きかける。医療機関へ特定健診の受診の声をかけを依頼する。</p>
			<p>国保被保険者(40～74歳)を対象に行なった特定健診受診者に対し、特定保健指導を実施した。</p>	<p>令和6年9月の報告に向け、現在も保健指導を継続して実施している。</p>	<p>新型コロナウィルス感染症の影響により、健診を受けない人が増加している。</p>	<p>特定健診受診者で、生活習慣の改善が必要な者等に、健診の継続受診と生活習慣病に ついて(予防や重症化予防)保健指導を行う。</p>	3	<p>現在も保健指導継続中</p>	<p>特定健診の受診者は、翌年度健診未受診者が多い。</p>	<p>特定健診の受診者は翌年度も健診を受け、生活習慣の改善が必要な者には、保健指導を行う。</p>
			<p>集団健診受診者で保健指導が必要な者に、結果説明会を34回実施している。説明会、訪問等に対応している。</p>	<p>集団健診を受診者で特定保健指導対象者(情報提供者含む)1,014人中964人の方が説明会、または別日の来所や訪問等で初回面接を終了した。(R6年2月末時点)</p>	<p>初回面接の終了者の割合を維持する。</p>	<p>結果説明会への来所(面接)が都合悪い場合は、訪問等て柔軟に対応していく。</p>	4	<p>結果説明会対象者への初回保健指導を95.1%実施したため、(R6.2月末現在)</p>	<p>集団健診受診者で特定保健指導対象者は、翌年度健診未受診者が多い。</p>	<p>特定健診の受診者は翌年度も健診を受け、生活習慣の改善が必要な者には、保健指導の参加を促進する。</p>

No.		令和5年度中									
		R2-R5年度の計画期間中					R2-R5年度の計画期間中				
主な取組	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	左記における成果	課題	左記における取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針	
健康相談の充実	生活習慣病重症化予防のための保健指導を充実する。	保険年金課	国保被保険者(40~74歳)を対象に行った特定健診受診者の内、保健指導に該当となった対象者に保健指導を実施した。特に糖尿病予防を優先課題と位置づけ、糖尿病患者へのための保健指導を実施した。	糖尿病型に該当する人への保健指導を実施した。 糖尿病型(HbA1c6.5%)の成人への保健指導実施率：68.8%(R6.3月未現在)	健診結果において糖尿病型(HbA1c6.5%)以上に該当する人の割合が増加している。	糖尿病型に該当する人へ優先に保健指導を実施していく。	3	現在も保健指導継続中	3	糖尿病型に該当する人への保健指導を行ってきたが、割合の減少には至っていない。	糖尿病患者の増加傾向や、効果的な保健指導を実施できるような専門職が糖尿病予防に取り組むことができない体制づくりが課題である。
		保健医療課	唐津市保健センターは毎週1回、各市民センターでは、毎月2回計画をし、実施。	定期開催しているが、利用者数は減少している。 健診後のフォローや血圧測定、検尿検査も利用され、疾病予防と健康管理に役立てられている。また、管理栄養士による健康相談には健診後の食生活を改善したいと主体的に相談に来所され、継続的に相談するケースもあった。	市民センターによっては、利用者数が少なく、利用しやすいような工夫が必要である。	継続して実施、健康相談のPRを積極的に行い、より効果的な健康相談ができるよう予約制を取り入れる。(事前に健診のデータなどの確認ができて、有効な対応ができる)	4	周知が行っている利用者が固定化している。	4	市民センターによっては、利用者数が少なく、利用しやすいような工夫が必要である。	継続して実施、健康相談のPRを積極的に行い、より効果的な健康相談ができるよう予約制を取り入れる。(事前に健診のデータなどの確認ができて、有効な対応ができる)
高齢者が、介護を必要とせず安心して生活できるように健康相談及び介護予防のケアマネージメントなどの支援を行う。	高齢者が、介護を必要とせず安心して生活できるように健康相談及び介護予防のケアマネージメントなどの支援を行う。	高齢者支援課	《老人クラブ団体運営事業費の実施》 老人クラブの運営事業費を実施した。	高齢者の健康活動支援を図ることができた。	各種健康活動について、性の違いを踏まえたプログラム構築が課題。	老人クラブに対して必要な情報提供を行う。	4	会員数は減少傾向にあるものの、健康活動等の充実化が図れている。	4	会員数は減少傾向にあるものの、健康活動等の充実化が図られている。	老人クラブ連合会の事務局に対し、男女共同の考え方を取り入れた活動実施について指導していく。
		高齢者支援課	《認知症高齢者生活支援事業の実施》 認知症高齢者等に対して、生活を支える体制があるものに対して、地域において自立した生活が送れるように、福祉サービスなどの相談支援を行った。	認知症高齢者が地域の中で自立した生活ができる福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などの相談支援を行うことができた。	認知能力の低下が著しい高齢者にも対応できるよう、制度から社会福祉士を配置した。	認知能力の低下が著しい高齢者にも対応できるが、相談件数が前年比に比べ大幅に減少した。	3	支援件数は目標値を超えたが、相談件数が前年比に比べ大幅に減少した。	3	相談件数が減少傾向にある。相談件数が減少傾向にある。制度の充実と普及をさらに図る必要がある。	高齢者の進展に伴い、認知能力の低下が著しい高齢者にも対応する必要があるが、相談件数が減少傾向にある。制度の充実と普及をさらに図る必要がある。
薬物乱用防止対策の充実、喫煙・飲酒の人体への影響に関する知識の啓発	広報誌やホームページなどを活用して人体への影響を啓発する。	保健医療課	薬物乱用防止および受動喫煙については、集団健診等の待合室にポスターを掲示した。	健診等多く来所者がある、目につく場所に掲示したことによって、多くの人が閲覧できたと考えられる。具体的な成果はない。	予算は計上していないため、ポスターや啓発物が限から届かないと指示ができない。	広報で普及啓発に努める。	3	今年度はポスター掲示のみだったため。	3	予算は計上していないため、ポスターや啓発物が限から届かないと指示ができない。	健診日より行政放送で広く啓発活動をおこなう。

No.		令和5年度中					R2～R5年度の計画期間中			左記における課題解決のための今後の取組方針
主な取組	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	課 題	左記における取組方針	自己評価	評 価 の 説 明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針	
32	メンタルヘルスケア、心の病を予防する対策の充実	保健医療課	このころの相談を月1回実施。ゲートキーパー養成講座2回開催(対象：市民) 自殺予防週間、自殺対策月間期間中、自殺対策に関する展示や普及啓発グッズを配置配布(3箇所)。3月保健だよりでうつ病についての特記事項掲載、啓発普及活動を行い、3月は中学3年生全員に啓発グッズを配布、県と共にこのころのとしよかんを近代図書館で実施した。	令和4年までは減少傾向だったが、感染症や物価高の影響が重なったためか、自殺者前年より増加。さまざまな理由が重なり、うつ病などの精神疾患を発症し、自殺に追い込まれることが多いため、追い込まれる前に相談することの重要さと、うつ病についての正しい知識の普及が課題となる。	ゲートキーパー養成講座や自殺対策事業は引き続き実施し、相談先の周知やさまざまな相談を受けける市民に近い職員が全庁的に自殺対策に取り組む。	4	令和4年までは自殺者が減少していたため、一定の活動効果が出ていないかと考える。	このころの相談の予約が増えているが、予約がいっぱいで相談しにくいと相談できないうつ病増加。ゲートキーパー養成講座を毎年実施しているが、高齢者の予約が多いので対象者の検討が必要。	このころの相談の回数を含め6年度以降は年12回から18回に増やし、相談しやすい環境を整える。ゲートキーパー養成講座は、高齢者にかかわる介護支援専門員を対象に開催。	
33	県、医療、福祉、労働関係機関の連携強化と情報共有	保健医療課	健康づくり推進協議会1回健康づくりネットワーク会議1回を開催した。	次期健康増進計画策定に伴い、連携強化を進めていくことが必要である。	健康づくり推進協議会、ネットワーク会議をそれぞれ年2回実施予定。	4	健康づくり推進協議会や健康づくりネットワーク会議等を開催し、関係団体等との連携強化と情報共有を行った。	健康づくりに関する委員は、女性が多く推薦される傾向にある。	各種団体への推薦依頼を行う際、男女比が均等になるよう引き続き依頼する。	
34	健康づくりイベントの開催	スポーツ振興課	様々な年齢の方が参加可能な市民種目別スポーツ大会や市民体育祭などのスポーツ行事を実施する。感染症対策に配慮し、市民の体力向上と健康づくりを推進する。	大会自体にコロナの影響があまりわけては無く、コロナの影響で練習ができていなかったりしてチームとしての参加が断念するところがあった。	コロナも収束し、日常的な活動に支障がなくなっているため、チームとしての活動を再開されるところは増えると思われる。	3	市民体育祭は前年のため中止となり、参加者数は増えなかった。	各市区で開催している体育祭は、実施を行わない地区も増えてきている。	体育祭を実施しないならばそれに代わる参加しやすいスポーツイベントを検討する必要がある。	

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	2. 安全・安心な社会づくり
施策の方向	(2) 生涯を通じて心身の健康支援
具体的な施策	②妊娠・出産に関する理解の促進

点数	達成率	評価基準
4	75%	計画に達している
3	50%	概ね計画だが、不十分な点がある
2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No	令和5年度中				R2-R5年度の計画期間中			
	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	成果	課題	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
35	<p>妊婦・産後にも妊婦・出産育児に関する理解を深めるための意識啓発</p> <p>身体的にリスクが高い妊婦とハイリスクな妊婦の出産時や、訪問による指導を行い、妊娠前から協力してセルフケアに取り組めるよう啓発を行う。</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライフ（性と生殖に関する健康と権利）の周知を行う。</p>	保健医療課	<p>母子健康手帳交付時に佐賀県作成の「SAGAPPAPA」「Let's TAKE I KUKYU」の子育て冊子を配布した。</p> <p>母子健康手帳交付時や妊娠・出産に伴い、必要時支援計画を作成し、関係機関と共有し支援を継続した。</p>	<p>母子健康手帳交付時（母子健康手帳交付時）：98件 [妊娠届の14.2%]</p> <p>支援計画作成（出産後）：21件 [出産の27.7%]</p>	<p>母子健康手帳交付には、妊婦のみの来所がほとんどであり、妊娠・出産・育児への家族の理解を家族に話せる機会が少ない。</p> <p>母子健康手帳交付時の支援計画作成率が高くなっており、支援が必要な妊婦が増えている。</p>	<p>母子健康手帳交付時には、妊婦のみの来所がほとんどであり、妊娠・出産・育児への家族の理解を家族に話せる機会が少ない。</p> <p>母子健康手帳交付時の支援計画作成率が高くなっており、支援が必要な妊婦が増えている。</p>	<p>母子健康手帳交付時に「SAGAPPAPA」の子育て冊子を配布する。家庭で妊娠・出産・育児についての役割分担について話し合う機会を作ってもらおう。</p>	
36	<p>働く女性の母性保護の啓発を行う。</p> <p>妊婦健診結果をもとに、指導や不妊・不育に関する相談支援、早期にしない妊娠などに関する相談などを行う。</p>	高工振興課	<p>関係機関からの広報依頼等が計画期間中、R5年度に1件あり、WEBにより広報を行った。</p>	<p>不妊治療支援助成金 277件（内訳） 20万円：4件 10万円超20万円未満：0件 10万円：15件 5万円以上10万円未満：5件 5万円未満：3件 男性不妊：0件</p>	<p>令和4年度から不妊治療の治療費が保険適用となり経済的負担が軽減されたことから、令和5年度から助成対象を43歳以上の女性に変更したため、申請件数が減少した。</p>	<p>不妊治療を行う医療機関を通じて、唐津市の助成制度の周知を行った。</p> <p>不妊治療を行う医療機関を通じて、唐津市の助成制度の周知を行った。</p>	<p>不妊治療の治療費が保険適用となり経済的負担が高くなったことから、申請件数は増えたものの、1件当たりの助成額が減少した。</p> <p>自己負担額が0円/治療を行う方を見逃す必要がある。</p>	
37	<p>妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導・健診の充実</p> <p>妊娠後期から産後（新生児早期）までの周産期医療体制を充実し、母親と子どもの健康を守る。</p>	保健医療課	<p>関係機関からの広報依頼等が計画期間中、R5年度に1件あり、WEBにより広報を行った。</p> <p>妊娠後期や妊婦健診の情報から、身体的ハイリスク、社会的ハイリスクの母子に対しては計画をたてて継続支援を行った。妊婦健診や見守りの出生情報教室の対象者抽出を行い案内通知などを行った。また、不妊治療助成申請を行った。</p>	<p>唐津市周産期医療対策委員会1回、実務者部会1回開催し、周産期医療体制の連携強化を図られた。</p>	<p>産前産後の母子に対する相談支援は継続的に行っており、育児不安や身体面不安軽減につながっている。妊娠前の不妊、不育の相談件数は少なく、課題が残る。</p>	<p>産前産後の母子に対する相談支援は継続的に行っており、育児不安や身体面不安軽減につながっている。妊娠前の不妊、不育の相談件数は少なく、課題が残る。</p>	<p>産前産後の母子に対する相談支援は継続的に行っており、育児不安や身体面不安軽減につながっている。妊娠前の不妊、不育の相談件数は少なく、課題が残る。</p>	

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和5年度）

基本目標	2. 安全・安心な社会づくり
施策の方向	(3) 暮らしに困難を抱えた人への支援
具体的な施策	① 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

点数	達成率	評価基準
4	75%	項目に当てはまっている
3	50%	項目の範囲だが、不十分な点がある
2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
1	0%	着手していない、(実施方法など改善が必要)

No	令和5年度中					R2～R5年度の計画期間中			
	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	課題	左記における取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
38	ひとり親家庭の自立支援	こども家庭相談室	母子家庭等の生活安定と経済的自立を図るため、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進し、生活の負担を軽減して資格取得を容易にするために訓練促進連絡給付金受給者数：1人 自立支援教育訓練給付金受給者数：13人	就業に関する相談や就業の継続の支援等、資格取得後も継続した支援が必要。	給付金受給者の就業状況の調査や現状の確認、職場での悩みに関する相談受付等を実施する。	4	資格取得や就業について事前相談を受付け後給付金を支給し、給付金受給者の就業状況の調査や現状の確認、職場での悩みに関する相談受付等を定期的に実施し支援を行った。	就業に関する相談や就業の継続の支援等、資格取得後も継続した支援が必要。	給付金受給者の就業状況の調査や現状の確認、職場での悩みに関する相談受付等を実施する。
39	ひとり親世帯の優先入居（抽選回数2回）を実施する。	こども家庭相談室	子どもの修学・就職などで資金が必要な母子・父子及びひとり親家庭の生活の安定と自立のため子どもを小中学校、中学校、高等専修学校、大学等への入学及び就職のために必要な資金の貸付相談支援を行った。	融資の実行先である唐津保健福祉事務所と連携する事により、申請から審査までの流れを説明し、スムーズに相談支援を行ってきた。審査も継続はなし。	融資の実行先である唐津保健福祉事務所と連携する事により、申請から審査までの流れを説明しスムーズに相談支援を行う事ができたため。	4	融資の実行先である唐津保健福祉事務所と連携する事により、申請から審査までの流れを説明しスムーズに相談支援を行う事ができたため。	貸付対象者の経済基盤は元々不安定な場合が多いため滞納が発生する。	学費の貸付（償還）が、子の将来の自立を阻むことのないよう生活課題を含めた総合相談支援を行っていく。
39	ひとり親世帯の優先入居（抽選回数2回）を実施する。	建設住宅課	母子（ひとり親）世帯の優先入居（抽選回数2回）を実施した。	なし	なし	5	母子（ひとり親）世帯の経済的負担について支援することができた。	なし	継続

No.		令和5年度中					R2-R5年度の計画期間中			左記における課題解決のための今後の取組方針
主な取組	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	左記における成果	課題	左記における取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題	今後の取組方針
	高齢者の生活支援体制を整備する。	地域包摂支援課	生活支援体制づくりとして地域ごと(中学校区等)に協議体を設置。生活支援コーディネーターや地区社協等と連携し、高齢者アンケートによる地域課題の把握や地域取組内容を検討した。65歳以上の高齢者が指定の小規模施設やサロン等でのボランティア活動を行った。	27全地域で協議体設置完了。生活支援コーディネーター12人配置。 一部協議体では介護予防のための百歳体操や生活支援活動等の交流活動を実施した。 協議体：51か所、849人 生活支援活動：111か所の地域協議体で実施 介護支援ボランティア登録者数：207人 介護支援ボランティア活動指定施設数：140か所 ボランティア登録手続きを簡素化し、活動指定施設数を増やした。 また、活動者の意識向上や人材育成の研修会を実施した。	地域により協議体の取り組み状況に差がある。継続的な交流活動の仕組みを作る必要がある。	地域協議体の活動や取り組み、地域の交流活動の啓発を行う。コロナ禍でも感染症対策を行いながら、ボランティアやオンラインによる活動(ZOOMなど)を実施する。	3	唐津市内の全27地区で、協議体の設置が完了した。生活支援コーディネーターは12人配置した。 27地区中15地区において生活支援活動が開始されている。5ヶ所の住民主体サービス(通所型、訪問型、移動型)で、運営を支援を目的とした市の補助制度が活用されている。 介護支援ボランティアは、新型コロナウイルス感染症発生時の指定施設数が減少した時期もあったが、令和4年度5年度は登録数は増加に転じている。	協議体の進捗状況は地区ごとに変化があり、進んでいる地区は生活支援活動が始まっている。なお協議体において、課題の共有、取組の検討を行っているが活動に着手できていない地区もある。	互助、共助による生活支援をより発展させるため、生活支援活動が必要である。小規模施設やサロン等において、更なる登録者、活動指定施設の増加を図る。
	高齢者の見守り体制づくりを推進する。	地域包摂支援課	近隣の地域住民が連絡員となり、見守りが可能な在宅の一人暮らし高齢者等を週1回以上訪問した。 高齢者見守りネットワークに登録した協力事業者が日常業務の中で見守りを実施した。 認知症サポーター養成講座を実施する等、協力事業者への働きかけを行った。	地域により連絡員数や見守り対象者数にばらつきがある。連絡員のなり手がいない。協力事業者からの情報提供がほとんどなく、地域での早期発見につながるため、見守り活動の意識強化と知識の普及啓発が課題である。	地域により連絡員数や見守り対象者数にばらつきがある。連絡員のなり手がいない。協力事業者からの情報提供がほとんどなく、地域での早期発見につながるため、見守り活動の意識強化と知識の普及啓発が課題である。	3	要綱の統一や民生委員向けの引き寄せ作成を行った。 高齢者見守りネットワーク事業については、事業説明会に参加できていない事業者が見守りに関する連絡相談がほとんどできていない。 令和6年度から統一した要綱で運用開始。	高齢者見守りネットワーク事業については、事業説明会に参加できていない事業者が見守りに関する連絡相談がほとんどできていない。	令和6年度から統一した要綱で運用開始。 引き続き協力事業所に事業説明や周知を図る。また必要に応じて個別に働きかけを検討する。	
	高齢者の見守り体制づくりを推進する。	高齢者支援課	《シルバー人材センターへの運営補助を実施》 高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図る目的で、事業を行う公益社団法人唐津市シルバー人材センターに対し、シルバー人材センターに対し、シルバー人材センター業務の一部を補助した。	高齢者等の職業の安定に寄与することができた。 補助金額：16,177千円	就業機会の拡大と会員の拡大が課題である。	3	就業機会や会員拡大への取組みが必要のため。	関係団体と共働して、会員の求める新たな職種の確保に努める。	関係団体と共働して、会員の求める新たな職種の確保に努める。	
高齢者が安心して暮らせる環境づくり		高齢者支援課	《地域共生ステーション推進事業補助金を実施》 佐賀県は、宅老所、ぬくもいホーム、交流サロンを総称して「地域共生ステーション」と呼んでおり、多様な福祉サービスの充実を図っている。市では県と連携し、ぬくもいホームまたは交流サロンの新規開設を行うNPO法人などに対し、施設整備や初年度設備費の一部を助成する。	令和5年度の実績はなし。	全ての日常生活圏域への設置がなされることを目指し、今後も整備推進を図る必要がある。	3	令和5年度は申請がなかったため。	未設置の日常生活圏域がある。事業の採算性が低く、新規申請者がいない。	事業の在り方や事業者の支援について、県とともに検討する必要がある。	

No.	令和5年度中				R2～R5年度の計画期間中						
	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	左記における成果	課題	左記における取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針	
	在宅福祉サービスや施設介護の充実など、介護支援体制の充実に努める。	高齢者支援課	《社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減事業を実施》 低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスが、その社会的役割の一環として、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。本市は、当該事業を実施した社会福祉法人等に対し、補助金を交付した。	令和5年度は5法人に対し補助金を交付し、対象者92人の介護サービス利用に貢献した。	社会福祉法人に対し、さらなる普及を働きかける必要がある。	社会福祉法人に対し、制度の趣旨を理解してもらい、制度活用を推進する。	4	概ね目標値を達成している。	4	概ね目標値を達成しているが、さらなる普及を働きかける必要がある。	引き続き社会福祉法人に対し、制度の趣旨を理解してもらい、制度活用の推進を図る。
			《高齢者住宅改修支援事業を実施》 介護支援の提供を受けて居宅介護（支援）者に対し、介護支援専門員等が住宅改修に関する相談・助言及び介護保険制度の利用に関する助言を行うことにより、高齢者福祉の充実に図るもの。市は、介護支援専門員が住宅改修の給付申請に係る理由書を作成した場合、作成事業者に謝金を支払った。	令和5年度は、20件の要介護（支援）者の住宅改修に関する介護保険制度活用を図った。	制度のさらなる周知が必要。	ガイドブックを活用した窓口での周知に努める。	3	概ね周知だが、不十分な点がある。	3	利用される方の状況で利用件数が変動するため、件数のみをもって一概に評価はできないが、利用しやすくなるよう引き続き周知が必要。	引き続きガイドブックを活用した窓口での周知に努めるとともに介護支援専門員への制度理解と協力を求めていく。
		高齢者支援課	《高齢者緊急通報装置貸与事業を実施》 一人暮らしで健康面など在宅一人暮らしに不安のある脆弱な高齢者に対し、緊急通報装置を貸与することで、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図った。	緊急通報装置貸与は、あらかじめ登録された協力員に安否の確認依頼や救急車の出動依頼をするなど、24時間体制での対応によって、緊急時の不安解消や高齢者の安否確認にもつながった。	一人暮らし高齢者の24時間完全安心地域ネットワークの構築のため、事業の周知をさらに図る必要がある。	事業の周知方法を検討する。	4	概ね目標値を達成している。	4	固定電話がない家庭への対応が課題だった。	移動通信方式対応型の装置を導入した。引き続き制度の周知に努める。

No.		令和5年度中					R2～R5年度の計画期間中			左記における課題解決のための今後の取組方針	
		内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	課題	左記における取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題		
		障がいのある人の生活を支援することにも、その家族の身体的・精神的負担を軽減し、地域での生活を支援する。	障がい者支援課	障がい福祉サービスや社会資源の量と質を確保しながら、障がいのある人の生活を支援することにも、障がいのある人の家族に対しても、ショートステイや日中一時支援事業等の利用により、家族の身体的・精神的負担軽減を図ることとして、地域での生活を支援した。	市内の障害福祉サービス事業所は年々増加傾向であり、利用者希望者の選択取組も増えている。日中一時支援やレスパイト事業等も含め、できる限り利用者の家族や支援者の希望に沿うことができていると考えられる。	新規事業所が市内で開所しやすいう体制を整えている。新規事業所が市内で開所しやすいう体制を整えている。	4	利用希望者および利用者は増加傾向であり、利用者家族の負担軽減に寄与できている。	市内の障害福祉サービス事業所は年々増加傾向であり、利用者希望者の選択取組も増えている。日中一時支援やレスパイト事業等も含め、できる限り利用者の家族や支援者の希望に沿うことができていると考えられる。	障害福祉サービス事業所は年々増加しているが、増えないサービス種類の事業所もあり、全体的な底上げが必要。	必要の掘り起こしを図るため、相談を受けた際など、さまざまな障害福祉サービスの周知を図る。
		障がいのある人の生活に、専門の相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が必要に応じて関係機関と連携し、サービスや機関・施設・関係団体や専門家などの社会資源の利用援助、情報提供などを行い、社会参加や自立を支援する。	障がい者支援課	障害のある人やその家族等からの相談に対して、専門の相談員（主任相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等）が対応し、各種の福祉サービスや、社会資源の利用援助、情報提供等を行い、必要に応じて関係機関とも連携し、社会参加や自立を支援した。	障がい者相談支援センターにおいて相談に添えることで、不安を解消し生活に繋げることができている。令和5年度相談件数：7,244件	これまで以上に細かく相談すること、不安を解消し生活支援に繋がる対応方法を探っていく、関係機関と連携をとりながら、対応する。また相談員のスキルアップも回り相談対応力の向上を図る。	4	コロナの収束に伴い、相談件数も徐々に増加傾向にあり、相談が困難化・複雑化している。	相談が困難化・複雑化に伴い、他機関との連携が不可欠であり、相談対応に高い専門性が必要となっている。	関係機関と連携をとりながら、対応する。また相談員のスキルアップも回り相談対応力の向上を図る。	地域生活支援拠点等整備について、周知を図りながら多くの事業所及び利用者へ理解を得て登録を促す。
		緊急時の対応や、障がいのある人が安心して生活できるように、「地域生活支援拠点等」の整備を進める。	障がい者支援課	緊急時の対応や、親なき後の生活に対する支援のため、地域で安心して生活できるように、「地域生活支援拠点等」の整備を進める。	地域生活支援拠点整備については、北部地域自立支援協議会における専門部会において、整備へ向けて協議を進め、令和5年度中に整備が完了した。	できるだけ多くの事業所に地域生活支援拠点整備について理解を得て登録を促す。	4	協議を重ねた結果、令和5年度中に整備が完了した。	地域生活支援拠点等の整備はできているが、運営については他の市町の状況を真ながら進めていく必要がある。	地域生活支援拠点等整備について、周知を図りながら多くの事業所及び利用者へ理解を得て登録を促す。	

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標 2 安全・安心な社会づくり
施策の方向 (3) 暮らしに困難を抱えた人への支援
具体的な施策 ②性別にかかわらず、あらゆる人の人権尊重に向けた意識啓発と情報提供

達成率	達成率	評価基準
5	100%	完了（目標達成）
4	75%	順期に進んでいる
3	50%	概ね順期だが、不十分な点がある
2	25%	進捗している部分があるが、十分な進捗はない
1	0%	着手していない、実施の途上に、改善が必要

No	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	令和5年度中			R2～R5年度の計画期間中		
				課	課題	左記における取組方針	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
42	啓発活動の推進	人権・向和対策課	市報等による広報 「向和問題啓発強化調月」 「人権週間」に 広報活動、講演会、パ ネル展、映像設置など を実施する。	市民会館完成後の取組の検討	4	コロナ禍からの参加者増の取組は、おおよそ順調に進んでいる。	4	同和問題講演会の開催場所と参加者増	新市民会館完成後の取組の検討
43	人権研修の実施	生涯学習文化財課	企業内研修等への講師 派遣 市内142事業所へ 講師を派遣し、生涯学習文化財課「社会・向和教育指導員」	企業における研修会実施の推進	4	概ね予定通り実施できた。	4	企業における研修会実施の推進	条例に事業者の責務を規定する。企業等への周知。
44	相談窓口の周知	生涯学習文化財課	《人権相談窓口の周知》 ホームページの相談窓口ページや「人権相談委員の日」記事など「人権」のページから相談窓口の案内にリンクするよう設定した。毎号の「市報」にて人権相談の案内を行った。	民間支援団体の情報提供を行う。	3	支援団体は少ないが、少しずつ情報を得てきている。	3	民間支援団体の情報が少ない。	LGBTQ支援団体との交流など積極的に実施していく。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	3 男女がともに働きやすい環境づくり
施策の方向	(1) 職場における男女共同参画と女性活躍の推進
具体的な施策	①男性中心型労働慣行等の見直しと女性の登用促進

点数	達成度	評価基準
4	75%	目標に達している
3	50%	概ね目標だが、不十分な点がある
2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No	令和5年度中				R2-R5年度の計画期間中					
	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	成果	課題	左記における取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
45	<p>男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの広報を行う。</p> <p>女性の結婚、出産などを理由とする不利な扱いなど、差別的慣行の撤廃を推進する。</p> <p>男女を問わない育児・介護休業制度などの普及や休暇を取りやすい職場環境づくりの啓発を行う。</p>	商工振興課	関係機関から提供される情報について周知を行った。	<p>ハラスメント防止に係る広報をWEBにより実施、制度の啓発に繋がった。</p> <p>不当な取扱い、差別的慣行の撤廃を推進する広報をWEBにより実施、制度の啓発に繋がった。</p> <p>年休等取得に係る広報をWEBにより実施、制度の啓発に繋がった。</p>	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。	3	関係機関から提供される情報について周知を行った。	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。
	<p>経営者や管理職の意識改革に向けた啓発や情報提供を行う。</p>	男女共同参画課	佐賀労働局による性別に関わらず仕事と育児を両立する雇用環境の整備の実施について市内の企業や団体の女性社員を対象としたキャリアアップセミナーを開催するにあたり、経営者や管理職などに参加者の推薦を依頼するなど、意識改革に向けた啓発を行った。女性の活躍推進佐賀県会議主催セミナーの情報提供を実施した。	<p>佐賀労働局による制度説明会参加者数：16人</p> <p>女性活躍推進セミナー（女性社員）参加者数：8社9人</p> <p>※地域女性活躍推進交付金を活用</p>	<p>市内企業全体への啓発や情報提供をより積極的に行うことが必要と考える。</p> <p>受講者の拡大のため、企業と受講者が共にメリットにつながるよう、セミナー内容を充実させる。</p>	<p>女性活躍推進への取組が企業と労働者双方にとってメリットにつながることを分かりやすく伝える工夫が必要である。</p>	3	トップセミナー、行動計画策定支援、制度説明会などを実施できた。	<p>セミナー受講者を、より多くの経営者や管理職などに拡大することが課題。</p>	市内企業全体への啓発や情報提供をより積極的に行うことが必要と考える。受講者の拡大のため、企業と受講者が共にメリットにつながるよう、セミナー内容を充実させる。庁内の経済部門においても、特に女性活躍に向けた取り組みを行っていただくよう働きかけを。

No.		令和5年度中									
		R2～R5年度の計画期間中					R2～R5年度の計画期間中				
主な取組	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	左記における成果	課題	左記における取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針	
企業の取組促進に向けた支援	女性の管理職登用や従業員の子育て・介護支援などの先進的な取組事例を市ホームページで発信する。	男女共同参画課	市ホームページ等で先進的な取組事例のIAからのくくろのみんなRS年度はIAからのくくろのみんな認定についてHPで情報発信を行う。	市ホームページ内に「女性活躍推進」のページを設置し、先進的な取組事例の紹介、活躍推進のための情報（子育て、介護、仕事など）提供を実施した。	市内企業の先進的な事例を積極的に収集し、情報発信を強化する必要がある。	市内企業の取組に関する情報収集を行い、市ホームページを通して情報発信力を入れる。	4	引き続き、先進的な取組事例の情報を積極的に発信する必要がある。	市内企業の先進的な事例を積極的に収集し、情報発信を強化する必要がある。	市内企業の取組に関する情報収集を行い、市ホームページを通して情報発信力を入れる。	
		商工振興課	関係機関から提供される情報について周知を行った。	「佐賀県女性活躍推進環境整備補助金」の実施についてチラシ掲示にて周知を図った。	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け、関係機関から情報提供を行う。行い、広報活動を行う。	3	関係機関から提供される情報について周知を行った。	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け、関係機関から情報提供を行う。行い、広報活動を行う。	
	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する情報提供を行う。	男女共同参画課	佐賀労働局による制度説明会を開催した。一般事業主行動計画の策定に関する情報提供を行った。	佐賀労働局による制度説明会(R5.11.22開催、参加者16人)	積極的な情報提供を行い、自発的な計画策定を通して、女性活躍を推進する必要がある。	自発的な計画策定を通して女性活躍の取組を推進するため、引き続き策定支援メニューを検討する。	4	一般事業主行動計画の策定が必須な事業所についてはすべてを策定されている。	積極的な情報提供を行い、自発的な計画策定を通して、女性活躍を推進する必要がある。	経営者の意識改革のため、セミナー等の主催及び取り組み強化を庁内の経済部門に働きかける。	
								行動計画策定支援を実施し、令和5年8月1日現在で常時雇用する従業員が101人以上の市内事業所（一般事業主行動計画の策定が必要な事業所）についてはすべて策定されている。また、佐賀労働局による制度説明会を開催した。			

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	3 男女がともに働きやすい環境づくり
施策の方向	(1) 職場における男女共同参画と女性活躍の推進
具体的な施策	②ハラスメンメント防止対策の推進

点数	達成率	評価基準
4	75%	目標に達している
3	50%	概ね目標だが、不十分な点がある
2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
1	0%	着手していない、(実施方法など改善が必要)

No		令和5年度中					R2-R5年度の計画期間中			
内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	左記における成果	課題	取組における取組方針	評価の説明	取組の課題	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
<p>47</p> <p>ハラスメンメント防止対策の啓発・情報提供</p> <p>職場での各種ハラスメンメント防止対策の啓発や情報提供を行う。</p>	<p>商工振興課</p> <p>男女共同参画課</p>	<p>関係機関から提供される情報について周知を行った。</p> <p>アバンセ主催セミナーなどの情報提供を実施した。</p>	<p>啓発パンフレットの設置、佐賀労働局相談窓口の周知を図った。</p> <p>アバンセ主催セミナー（ハラスメンメント防止啓発講演会）のチラシ配布・HP掲載などの情報発信を行った。</p>	<p>積極的な情報収集・提供を行う必要がある。</p> <p>積極的な情報提供を継続して行う必要がある。</p>	<p>関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。</p> <p>アバンセ主催セミナーのほか、国や県が主催する講座の情報収集を行い、引き続き情報発信に努める。</p>	<p>3</p> <p>3</p>	<p>関係機関から提供される情報について周知を行った。</p> <p>幅広い情報収集を行い、市HPやチラシ配布など積極的な情報発信に努めるにとどまらなかった。</p> <p>積極的な情報提供を継続して行う必要がある。</p>	<p>積極的な情報収集・提供を行う必要がある。</p> <p>積極的な情報提供を継続して行う必要がある。</p>	<p>関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。</p> <p>アバンセ主催セミナーのほか、国や県が主催する講座の情報収集を行い、引き続き情報発信に努める。</p>	
<p>48</p> <p>企業への人権啓発の推進</p> <p>企業における身近な人権問題である「セクハラ」「ハラスメント」「高齢者」「LGBTs」そのほか「人権問題」について、正しい理解と認識を得るために研修会などを開催する。</p>	<p>人権・同和対策課</p>	<p>企業内人権研修会等への講師派遣事業 市内139事業所 市内8事業所 派遣講師 生涯学習文化財課「社会・同和教育指導員」</p>	<p>企業内研修を9回実施し、延べ346人が参加した。</p> <p>職場における人権問題について、啓発推進を行った。企業における研修会開催数：10回 企業における研修会参加者：371人</p>	<p>企業における研修会実施の推進</p>	<p>令和2年度、令和3年度と比較すると、開催数等は増えている。</p> <p>令和2年度、3年度はコロナ禍であったため、開催数等は減っていたが、参加者数は増えている。</p>	<p>3</p> <p>3</p>	<p>企業内研修会等への講師派遣事業 市内139事業所 市内8事業所 派遣講師 生涯学習文化財課「社会・同和教育指導員」</p> <p>企業における研修会実施の推進</p>	<p>令和2年度、3年度はコロナ禍であったため、開催数等は減っていたが、参加者数は増えている。</p> <p>企業における研修会実施の推進</p>	<p>企業に対する身近な人権問題の周知活動に力を入れていく必要がある。</p>	
<p>49</p> <p>企業への人権啓発の推進</p> <p>企業における身近な人権問題について、正しい理解と認識を得るために研修会などを開催する。</p>	<p>生涯学習文化財課</p>	<p>企業における人権・同和問題問題研修会の実施した。</p>	<p>職場における人権問題について、啓発推進を行った。企業における研修会開催数：10回 企業における研修会参加者：371人</p>	<p>企業における研修会実施の推進</p>	<p>前年度より参加人数は少し少ないが、前年並みとなっている。</p>	<p>3</p>	<p>企業からの依頼は、ほぼハラスメンメントに関する研修会となっており、それ以外の人権問題にも関心を持ってもらう。</p>	<p>企業からの依頼は、ほぼハラスメンメントに関する研修会となっており、それ以外の人権問題にも関心を持ってもらう。</p>	<p>企業等に様々な人権問題を学習する意義を理解してもらう。</p>	

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標 3 男女がともに働きやすい環境づくり
 施策の方向性 (2) 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進
 具体的な施策 ①働きやすい労働環境の整備促進と経営への女性の参画推進

表2 達成率 評価結果
 1 75% 現状に達している
 2 50% 現状に達していない、不十分な点がある
 3 25% 着手している部分もあるが、不十分な点が多い
 4 0% 着手していない、(取組方法など改善が必要)

No	令和5年度中				R2-R5年度の計画期間中			
	内容	担当課	課題	成果	課題	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
49	農林漁業従事者の労働時間の適正化や定期的な休日取得など、職場環境の整備を指導する。	農政課	関係機関からの情報提供が少くない。周知を行う。	関係機関からの情報提供がなかったため実績なし。広報する機会がなかった。	関係機関からの情報提供が少くない。	関係機関からの情報提供が少くない。周知を行う。	関係機関からの情報提供が少くない。	関係機関からの情報提供が少くない。周知を行う。
		農政課	女性参加への漁業現場の環境、取組める内容について周知を行う。	成果なし	漁業者が年々減少する中、漁業の場合、女性が参加できる漁業種は養殖業や網漁等に限定されており、情報も少ない。	水産業の複合化と6次産業化の推進	佐賀県青年・女性漁業者活動実働発表会にて佐賀玄海漁協呼子支所女性部が漁食普及活動について発表。市として出席し、副市長が祝辞を行った。会を通じて広報を行った。	女性が参加している活動に目を配り、積極的に活動内容の広報を行う。
50	国や県が主催する女性の経営参画促進に向けた情報提供を行う。	農政委員会	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。
		農政委員会	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。
51	労働環境の整備促進	農政委員会	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。
		農政委員会	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。
52	就業規則の改善を推奨する。	農政委員会	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。
		農政委員会	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供が少くない。周知	関係機関からの情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和5年度）

基本目標	3 男女がともに働きやすい環境づくり
施策の方向	(2) 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進
具体的な施策	②女性の就業・起業支援

点数	達成度	評価基準
4	75%	項目に当てはまっている
3	50%	項目に当てはまっているが、不十分な点がある
2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No	令和5年度中				R2～R5年度の計画期間中					
	内容	担当課	左記における成果	課題	左記における取組方針	自己評価	評価の説明	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
51	関係機関と連携して就職・再就職・就業継続に関する支援制度などの情報提供を行う。	就業推進室	佐賀県職業能力開発促進センター（ポリテクセンター・佐賀県立産業技術学院）等の受入講座に関する広報周知ができた。	広報活動の継続	引き続き広報活動を行う。	3	情報収集を行い、広報活動を行う。	情報収集を行い、広報活動を行う。	広報活動の継続	引き続き広報活動を行う。
52	再就職支援セミナー、能力開発セミナーなどの情報提供を行う。	男女共同参画課	女性の活躍推進佐賀県会議主催セミナーをチラシ配置や市HPへの掲載などで周知を行った。	広報活動の継続	引き続き広報活動を行う。	3	幅広い情報収集を行い、チラシ配置や市HPに掲載するなど情報発信に努める。	幅広い情報収集を行い、チラシ配置や市HPに掲載するなど情報発信に努める。	積極的な情報提供を行う必要がある。	女性の活躍推進佐賀県会議主催セミナーのほか、国や県が主催する講座の情報収集を行い、様々な方法で情報発信に努める。
53	起業前からの事業拡大や経営上の問題解決に向けた相談窓口を開設し、支援する。	商工振興課	創業支援施設や、各種セミナーなどの周知を実施した。	利用者を増やす。	今後も引き続き支援を行うとともに、広く周知する。	4	完了するものではなく、継続的に支援を行う。	関係機関と連携し、周知を行った。	利用者増に向けた取り組みが必要	関係機関と連携し、周知を図っていく。
54	経営の多角化・複合化を促進する能力開発、起業支援に関する情報提供を行う。	農政課	国、県、6次産業化サポートセンターと連携しながら、農業者の6次産業化を支援した。	農業者からの相談が少ない。	6次産業化を希望している農業者から相談を行うと、適切な支援が提供できる。	2	関係機関と肥育農家を含めた打ち合わせの準備はあるが、事業自体は停滞しているため。	各年度の相談件数が1～2件程度だった。相談については、6次産業化サポートセンターを案内している。	市を経由する補助事業が難しいため、取組状況の把握が難しい。	今後も6次産業化を希望している農業者ができれば、県、6次産業化サポートセンターを案内したい。

唐津市男女共同参画基本計画(第4次)評価調査(令和5年度)

基本目標 3 男女がともに働きやすい環境づくり
 施策の方向 (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
 具体的な施策 ①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

点数 達成率 評価基準
 0 0% 項目に達していない
 1 25% 項目に達している
 2 50% 項目に達しているが、不十分な点がある
 3 75% 項目に達している
 4 100% 項目に達している
 5 100% 項目に達している

No	令和5年度中				R2-R5年度の計画期間中			
	内容	担当課	成果	課題	評価の説明	取組の課題	取組の取組方針	左記における課題解決のための今後の取組方針
155	主な取組 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う。	商工振興課 男女共同参画課	啓発パンフレットの設置、佐賀労働局相談窓口の周知を図った。 アハセンが主催する「ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー」についてチラシを配置するなど情報提供を行った。 国・県・アハセンなどが主催する講座の情報収集を行い、チラシ配置や市HPに掲載するなど幅広い情報収集を行い、市HPに掲載するなどの情報発信に努める。 令和5年度は佐賀労働局による制度説明会や佐賀県主催のセミナーに協力することにより、意識啓発を実施できた。	積極的な情報提供を行う必要がある。 経営者や管理職を対象として、はたして多く、多くの世代に対して積極的な情報提供を行う必要がある。 国・県・アハセンなどが主催する講座の情報収集を行い、チラシ配置や市HPに掲載するなど幅広い情報収集を行い、市HPに掲載するなどの情報発信に努める。 令和5年度は佐賀労働局による制度説明会や佐賀県主催のセミナーに協力することにより、意識啓発を実施できた。	3	情報収集を行い、幅広い情報提供を行った。	積極的な情報提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。
	先進的取組事例の紹介や情報提供を行う。	商工振興課	市ホームページ上で先進的な取組事例の情報発信を行った。 市主催キャリアアップセミナーに参加企業をホームページで紹介した。	市内企業の先進的な事例を積極的に収集し、情報発信を強化する必要がある。 市内企業の先進的な事例に関する情報収集を行い、市ホームページを通じて情報発信を行った。	3	先進的な取組事例の情報発信を行った。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行う必要がある。	これまでの取組に加え、教育現場を通じて情報発信を行い、子育て家庭に情報提供を行う。
156	多様な働き方の推進 長時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践している企業の方の紹介や情報提供を行う。	商工振興課	啓発パンフレットの設置、佐賀労働局相談窓口の周知を図った。 年次有給休暇の取得促進などワーク・ライフ・バランスの推進について周知が図られた。 年次有給休暇の取得促進などワーク・ライフ・バランスの推進について周知が図られた。	積極的な情報提供を行う必要がある。 経営者や管理職を対象として、はたして多く、多くの世代に対して積極的な情報提供を行う必要がある。 国・県・アハセンなどが主催する講座の情報収集を行い、チラシ配置や市HPに掲載するなど幅広い情報収集を行い、市HPに掲載するなどの情報発信に努める。 令和5年度は佐賀労働局による制度説明会や佐賀県主催のセミナーに協力することにより、意識啓発を実施できた。	3	情報収集を行い、幅広い情報提供を行った。	積極的な情報提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。
	短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践している企業の方の紹介や情報提供を行う。	商工振興課	啓発パンフレットの設置、佐賀労働局相談窓口の周知を図った。 年次有給休暇の取得促進などワーク・ライフ・バランスの推進について周知が図られた。 年次有給休暇の取得促進などワーク・ライフ・バランスの推進について周知が図られた。	積極的な情報提供を行う必要がある。 経営者や管理職を対象として、はたして多く、多くの世代に対して積極的な情報提供を行う必要がある。 国・県・アハセンなどが主催する講座の情報収集を行い、チラシ配置や市HPに掲載するなど幅広い情報収集を行い、市HPに掲載するなどの情報発信に努める。 令和5年度は佐賀労働局による制度説明会や佐賀県主催のセミナーに協力することにより、意識啓発を実施できた。	3	情報収集を行い、幅広い情報提供を行った。	積極的な情報提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	3 男女がともに働きやすい環境づくり
施策の方向	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進
具体的な施策	②仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備

人数	達成率	評価結果
1	0%	達成していない
2	25%	達成しているが、不十分な点が多い
3	50%	概ね達成している
4	75%	概ね達成している
5	100%	完全に達成している

No	令和5年度中				R2～R5年度の計画期間中				左記における課題解決のための今後の取組方針
	内容	担当課	左記における成果	課題	左記における取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題	
子育て支援の充実	未就学児の一時預かり事業、延長保育、休日保育、障がい児保育、病後児保育などを充実する。	子ども家庭課	延長保育、一時預かり、病児保育等を実施する施設を支援し、多様な保育ニーズに対応することができ、児童福祉を増進することができた。	障がい児2人に対して1名の職員配置が望ましいが、補助額が低い等の理由により困難な施設が多い。	4	5	市独自の支援として、障がい児を受け入れる施設を増加し、補助額を増加して、障がい児の就園がしやすい環境を整えることができた。また、今後の推進策を調査した上で検討していきたい。	障がい児受け入れの施設が増加し、補助額が増加している。また、今後の推進策を調査した上で検討していきたい。	今後を継続し、施設に対し支援していただきたい。
	全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、首長部局と教育委員会の連携し、小学校の余裕教室等の活用を促進していくため、令和5年度に協定を締結した。	子ども家庭課	公民館等の運営していたクラブが学校の余裕教室等を活用することができた事例も増え、移動の際の児童の安全確保等の課題解決につながった。	学校区によっては、必要の増加により、待機児童が継続的に発生し、留守家庭の児童の居場所の確保、および適切な成支援の確保が課題となっている。	4	4	令和4年度には、児童の増加が見込まれる久里小校区に専用施設を建設し、待機児童の解消や学校敷地内のため、児童部局と教育委員会の協定書の締結により、学校との調整がしやすくなった。	学校区によっては、必要の増加により、待機児童が継続的に発生し、留守家庭の児童の居場所の確保、および適切な成支援の確保が課題となっている。	教育委員会と連携しながら、引き続き、実施場所の確保、整備を図っていく。民設民営の放課後児童クラブに対して運営補助を行うことにより、待機児童の解消に取り組む。
	就学前教育・保育施設整備事業補助金・青葉保育園	子ども家庭課	施設整備により、園児の安全性確保及び保育環境の改善を図り、安心して子育てができていく環境を整えた。	施設整備していない施設も多く、老朽化の度合いや緊急的な整備が必要となる施設がある。	4	4	毎年、各施設を対象に整備計画に関する聞き取りを行っている。また、老朽化の度合いや緊急的な整備が必要となる施設を整理し、計画的な事業実施を行うことができていく。	老朽化が進行している施設も多く、老朽化の度合いや緊急的な整備が必要となる施設がある。	各施設への聞き取りや現地確認により、整備内容に応じた緊急性や必要性を考慮し、計画的に整備補助事業を実施する。
	多様な働き方に対応した保育情報提供等を行う「地域子育て支援拠点事業」を実施した。	子ども家庭課	子育て世代に対して情報提供や相談業務を行い、子育ての不安解消に寄与した。地域子育て支援拠点事業（年間延べ人数）：32,044人	事業の周知を徹底し、利用者数を徹底する。	4	4	拠点施設が増えたが、利用者の需要数との相違が大きいため、実情が大きい下回っている施設がある。	拠点施設が増えたが、利用者の需要数との相違が大きいため、実情が大きい下回っている施設がある。	拠点施設数については、需要と供給の観点から、今後の利用実績を踏まえ、適正数へと調整していきたい。
	令和6年度の次期計画策定に向けて、ニーズ調査や子育て支援事業計画の推進を図る。	子ども家庭課	計画策定に向けて、ニーズ調査や子育て支援事業計画の推進を図る。	子ども子育て家庭を取り巻く環境の変化を注視しつつ、次期計画より「からつつつて来支援プラン」との統合を図り、子どもの貧困及びやんぐケアアラート実態調査など基本法や子ども大綱の内容を踏まえ、次期計画を策定する。	4	4	令和2～3年度においては、コロナ禍の影響により子ども子育てで会議が開催できなかったが、その後は委員を参集しての会議を開催し、現計画の中間見直し及び次期計画策定に関する協議を行った。	子ども子育て家庭を取り巻く環境の変化を注視しつつ、各年度ごとに事業内容の見直しや課題整理を行う必要がある。また、次期計画においては「からつつつて来支援プラン」との統合を図り、子どもの貧困及びやんぐケアアラート実態調査（第三期）策定	令和4年度：第二期計画（R2～R6）の中間見直し審議 令和5年度：子育て支援ニーズ調査、子どもの貧困及びやんぐケアアラート実態調査 令和6年度：次期計画（第三期）策定 ※ニーズ調査及び各種実態調査の結果を踏まえ、本市の現状と今後の課題を整理したうえで、次期計画を策定する。
	NPO法人唐津市子育て支援情報センターなど育児支援に関わる団体への支援を充実する。	子ども家庭課	子育て世代に対して情報提供や相談業務を行い、子育ての不安解消に寄与した。	事業の周知を徹底し、利用者数を徹底する。	4	4	子育て世代に対して情報提供や相談業務をおこない、子育ての不安解消に繋げることができた。	事業の周知を徹底し、利用者数を徹底する。	継続して補助を行い、事業の周知を徹底する。

No.	令和5年度中					R2～R5年度の計画期間中			左記における課題解決のための今後の取組方針
	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	課題	左記における取組方針	評価の説明	取組の課題		
	安心して子どもを産み育てられるよう育児相談などを充実する。	保健医療課	自宅近くでの相談が利用できるよう市内8か所の会場で、2か月育児相談を実施。要望があれば、随時相談と訪問も行う。また、育てにくさや言葉づかいの不安がある場合には、それぞれの専門相談員の相談がてきる各種相談を紹介、実施している。	コロナ禍や核家族の増加で、育児の悩みを持つ母親が増えている。	各相談会の利用者は多く、相談参加者の育児不安の軽減につながっている。	4	毎月各地区で実施し、子ども発達や育児不安に応じて各相談会を紹介し、目標値に達した。	今後も継続して実施し、育児不安の軽減に努める。	
	電子母子手帳（からっつこアプリ）やパンフレットなどとして、子育て情報を提供する。	保健医療課	母子健康手帳発行、乳幼児相談、赤ちゃん訪問、随時相談の際に各種パンフレットなどを用いて、電子母子手帳や育児支援情報を紹介、利用勧奨している。	コロナ禍により、集団教育等が十分にできていないため、子育て支援情報提供や予防接種スケジュール管理などが行える電子母子手帳の利用を推進していく。	電子母子手帳の登録者数は増加しているが、目標値には達していない。	4	電子母子手帳の登録者は増加しているが、目標値には達していない。	令和6年度より、佐賀県の子育てアプリ“ママリ”内からっつこアプリへリニューアルすること、また、令和6年8月にからっつこアプリに新機能を追加する予定がある。	
	無理のない介護・看護のための工夫や制度の情報提供を行う。	高齢者支援課	介護保険制度概要、事業計画、サービス事業者情報等の市HP掲載を実施した。	市民にとってもより分かりやすいかつ簡潔に内容をまとめる必要がある。	順調に更新している。	4	市民にとってもより分かりやすいかつ簡潔に内容をまとめる必要がある。	毎月更新の際に、よりよい書き方の研究や様式修正等を検討していく。	
	介護者の悩み軽減のためのため相談体制を充実する。	高齢者支援課	《ねたさきり高齢者紙おむつ支給事業を実施》 次のいずれかを満たす高齢者を介護している市民税非課税世帯に対し、紙おむつや尿取りパットなどを1か月6,250円の範囲内で支給した。	在宅介護者家族の負担軽減のため、事業の周知をさらに図る必要がある。	概ね目標値を達成している。	4	物価高騰に伴う支給可能額の減少及び安定的な財源の確保が課題	限度額の改定とそれに伴う財源の確保を検討していく。	
	介護者同士が情報を交換し、互いに支え合えるネットワークづくりを推進する。	高齢者支援課	《R4年度まで家族介護者交流事業を実施》 対象として、家族介護者相互の交流会を実施し、介護者同士から一時的に解放するもの、自身の元氣回復を図るための委託事業。内容は、日曜日博多座コース、一泊コース、介護者のついで等。	-	-	1	年々利用者が減少していたが、コロナ禍の影響もあり、計画期間中の利用者がいなくなった。	長年利用者がいないため、事業内容について検討する必要がある。	

No.	令和5年度中					R2～R5年度の計画期間中			左記における課題解決のための今後の取組方針	
	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	左記における成果	課題	左記における取組方針	自己評価	評価の説明		取組の課題
18 介護支援の実	介護支援の環境整備や相談体制を充実する。	高齢者支援課	《R4年度まで家族介護者へヘルパー受講事業を実施》 家族介護者とその経験を活かして訪問介護員として社会で活躍することを支援するため、唐津市に居住する高齢者を在宅において介護している家族又は介護していた家族が訪問介護員の養成に関する研修等を受講した場合に受講料の一部の助成を行う。	-	-	-	-	様々な媒体を通じて周知を行ったが、利用者がいかなかった。	長年利用者がいないため、事業内容について検討する必要はある。	R4年度で事業終了。
		高齢者支援課	《高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施》 高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる、明るい活力ある社会づくりのため、(福)唐津市社会福祉協議会や唐津市老人クラブ連合会に委託して、生涯学習や社会活動を実施した。	高齢者を対象に昼運動やレクリエーションを行うことで介護予防・生きがいづくりにつながり、また、参加者同士交流することで住民同士のつながりができるとともに教室がなかなか閉じられなくなっている。	高齢者が少ない地区があること、参加者が固定化していること。 ・参加者が固定化していること。 ・指導者の高齢化により継続が難しい講座があること。	事業の周知方法を検討する必要はある。 ・後継者の確保、新たな講座を企画する必要がある。	5	新型コロナウィルス感染症の影響が大きいことが、R4年度及びR5年度は参加者が回復したため。	・参加者が少ない地区があること、参加者が固定化していること。 ・指導者の高齢化により継続が難しい講座があること	・事業の周知方法を検討する必要はある。 ・後継者の確保、新たな講座を企画する必要がある。
	家族介護の悩みや施設入所、介護予防など高齢者に関する相談体制を充実する。	地域包括支援課	地域包括支援センターで社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等と相談を行った。また、在宅介護支援センター14か所に総合相談業務を委託し相談体制を固めた。必要に応じて関係機関と連携し支援につなげた。	地域包括支援センター総合相談件数(延)1,128件 在宅介護支援センター総合相談件数(延)9,811件	相談内容が複雑、多様化している。	社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等チームによる相談体制を充実させ、多職種による検討や関係機関との連携により本人とそれぞれの家族の課題解決を図る。	高齢者の総合相談を実施したが、複雑、多様化している相談内容に対応できるよう専門職等の資質向上を図る必要がある。	4	地域包括支援センターと在宅介護支援センターの体制をとることができている。必要に応じて関係機関との連携も進んでいる。(必要な人に必要な支援が)つながる仕組みとなっている。	少子高齢化が進み、高齢者に係る課題は複雑化していること、対応の質の向上は欠かせないものがある。また均てん化も必要となる。
介護サービスや生活支援などに関する情報提供を行う。	地域包括支援課	地域包括支援センターや在宅介護支援センターの総合相談の中で、介護サービスや生活支援に関する情報提供を行い、支援につなげた。	地域包括支援センター総合相談件数 ・福祉サービスに関する相談：235件 ・介護保険に関する相談：342件 在宅介護支援センター紹介：2,041件	介護サービスや生活支援などの情報について整理が必要	日常業務の中で情報収集、整理に努める。	相談の中で介護サービスや生活支援に関する情報提供を行い、家族の負担軽減につなげた。	4	地域包括支援センターや在宅介護支援センターの総合相談業務において発見した、福祉サービスや生活支援に関するニーズに対して、情報提供や利用可能な高齢者福祉サービス等につなげた。	生活支援体制整備時事業から始まった、住民主体サービスが徐々に立ち上がっている現状があり、今後のサービスの選択として情報集約、情報提供を行う必要がある。	新たな制度やサービスに関する情報の整理、発信を行い、情報の均てん化を行う。

No.	令和5年度中					R2～R5年度の計画期間中						
	主な取組	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	左記における成果	課題	課	左記における取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
		障がいのある人に対するDVを含む虐待の防止に関する啓発などを行う。	障がい者支援課	障がい者に対する虐待(DVを含む。)防止に関する説明等を、窓口での対応時に適宜行うとともに、必要に応じて、パンフレットの配布を行い、意識啓発・情報提供等を行った。	障がい者支援課、障がい者相談支援センター窓口においてパンフレットを設置・配布。障がいに関わるすべての人が正しい知識を身に付けることのできるよう3事業所へ出前講座を実施し啓発を図った。	啓発活動を行っているが毎年虐待事件の障がい者に関するDVとて虐待防止に努めていく。事業が発生。	4	出前講座によりサービス事業所へ出向き啓発を行っている。	4	出前講座によりサービス事業所へ出向き啓発を行っている。令和5年度においては、自立支援協議会でも研修会を実施した。	啓発活動を行っているが毎年虐待事件の障がい者に関するDVとて虐待防止に努めていく。事業が発生。	左記における課題解決のための今後の取組方針
	DVを含むあらゆる人権問題の正しい理解と認識及び解消に向けて、社会・同和教育指導員による講座などを利用しながら啓発と情報提供を行う。	生涯学習文化財課	公民館や、企業へ人権研修における講師派遣を実施した。	新規企業からの依頼があった。研修会の開催数：115回 研修会の参加者数：4,095人	今後も啓発の拡充を行う必要がある。	講座・学習会などの開催について広く周知を行う。	3	コロナ感染症影響時より研修会の参加人数が増えるが、まだ以前のようない状態まで回復していない。	3	人権問題研修内容や参加可能な時間帯、希望に沿った研修ができるかなど、条件により開催数や参加人数に影響が出やすい。	開催者や参加者の希望に沿った内容や興味を持ってもらえるような研修を心掛ける。	
	男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。	近代図書館	『女性に対する暴力をなくす運動』に合わせ、関連図書をコーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行った。	常設展示以外にも『女性に対する暴力をなくす運動』に合わせテーマ展示を行うことと触れられることができた。	貸出の増加につながるなど課題	担当課と協力し、強化週間等に関連図書を別途展示する等展示の強化を図った。	4	貸出の増加につながるが、積極的に出版物の収集を行うことし、情報提供を行うという点では一定の成果があったと思う。	4	常設コーナーを設置し、関連図書の展示を行ったが、貸出しの増加につながったかはいずれ不明である。	今後も担当課と協力し、強化週間等に関連図書を別途展示する等展示の強化を図りたい。	
	関連する出版物を積極的に提供を行う。	近代図書館	関連する出版物を積極的に収集し、市民への提供を行った。	関連図書については常設コーナーに配架し、市民への提供に努めた。	貸出の増加につながるなど課題	新刊を購入した際は常設コーナーに配架し、市民へ提供する。	4	積極的に出版物の収集を行うことで情報の提供が充実したと思う。	4	関連する出版物を収集し担当課や市民に提供した。	予算の減少により積極的に購入することが困難である。	限られた予算の中で選書を行うことと市民に関心をもちたい。
災害・復興時の女性に対する暴力防止対策の推進	出前講座や研修など、災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の必要性を周知する。	危機管理防災課	各地区での総会や防災講話、防災訓練の際に、男女共同参画の視点について説明・周知を行った。	説明・周知の取り組みは行っているものの、さらなる理解促進が必要。自主防災組織、住民向け防災説明会・防災訓練の実施：計40回	性犯罪やDVなど、災害時・復興時に女性に対する暴力が発生していることを周知する必要がある。説明内容のさらなる充実が必要。	災害時の暴力防止対策の必要性、避難所運営で暴力を防止するポイントなどを紹介し、理解促進を図る。ボスターや照明の設置、防犯ブザー配付、男女共同参画による巡回警備など、具体的な暴力防止対策、安全確保の推進について周知する。	4	男女共同参画の視点には取り組んでいるが、女性への暴力や防止対策まで言及する機会が少ない。今後より具体的な説明、周知に努める。	3	年間を通じて、各地区での総会や防災講話、防災訓練の際に、男女共同参画の視点について、基本的な情報の周知をすることができている。	今後も引き続き、防災講話を継続し、周知していく必要がある。	年間30回以上の防災講話等を実施する。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	4 男女間の暴力のない社会づくり
施策の方向	(1) 男女間の暴力からゆるぎのない社会づくり
具体的な施策	②若年者に対するDV予防教育の推進

点数	達成率	評価結果
4	75%	計画に達している
3	50%	概ね計画に達しているが、不十分な点がある
2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No	令和5年度中				R2～R5年度の計画期間中			左記における課題解決のための今後の取組方針
	内容	担当課	成果	課題	左記における取組方針	評価の説明	取組の課題	
DV予防教育の推進	佐賀県DV総合対策センターが行うDV未然防止教育事業を市内の小中学校に周知する。	男女共同参画課	4. 中学校（うち1校は中止）と1小学校でDV未然防止教育事業を実施された。	DV総合対策センターの年間実施予定回数が県全体で30回より少ない。先着順となっており、それ以上は日程的な都合が希望しても実施できない場合がある。	HP等で情報収集し、小中学校に改めて必要性を周知する。	3	調査を通じて重要性の意識づけができた。	DV総合対策センターの年間実施予定回数が県全体で30回より少ない。先着順となっており、それ以上は日程的な都合が希望しても実施できない場合がある。
	「デートDV防止ハンドブック」を二十歳の祝典で配布、また、大手ロゼンタービル3階市民交流プラザの建設情報コーナーに配置した。	男女共同参画課	「デートDV防止ハンドブック」を二十歳の祝典で配布、また、大手ロゼンタービル3階市民交流プラザの建設情報コーナーに配置した。	「デートDV防止ハンドブック」を二十歳の祝典で配布、また、大手ロゼンタービル3階市民交流プラザの建設情報コーナーに配置した。	市HPに若年層に特化した情報の掲載を行った。若年層に特化した啓発がまだ十分ではない。国や県の動向を把握し、効果的な情報発信に努めたい。	3	3	市HPに若年層に特化した情報の掲載を行ったが、市独自の若年層に特化した啓発がまだ十分ではない。
社会、同和教育指導員を講師として派遣し、市民に対する人権啓発事業を実施する。	生涯学習文化財課	公民館や、企業へ人権研修に誘導し、市内の公民館において、市民に対する人権啓発事業を実施した。	新柄企業からの依頼があった。研修会の開催数：115回。研修会の参加者数：4,095人	今後とも啓発の拡充を行う必要がある。	講座・学習会などについて広く周知を行う。	3	講座・学習会などの開催について、広く周知し実施してもらった。	人権問題研修内容や参加可能な時間帯、希望に沿った研修ができるかなど、条件により開催数や参加人数に影響が出やすい。
小学校高学年や中学生などに、デートDV防止の啓発を行う。	学校教育課	文部科学省通知及び佐賀県通知の周知徹底を実施した。主に中学校段階において、学級活動や家庭科、保健体育科等の時間を活用し、性に関する教育を推進した。ポスターやチラシ等も周知した。	全小中学校においてSEI-Netを通じて周知を行うことができた。中学校において授業等を通じてデートDVなどにも触れ、DV防止の啓発を行った。各学校において授業及びびじョーの時間（学級指導）を取り扱う実践数：3回	まずはSNS等で人を中傷するようないふくみ、動画のアップなどを考えるところから始めたい。校長会等を通じて、職員研修の充実を図る。	校長研修でSNS等によるトラブルの事例を取り上げながら指導・注意喚起を行った。	3	校長研修でSNS等によるトラブルの事例を取り上げながら指導・注意喚起を行った。	職員研修を充実させていく必要がある。また、校長会等を通じて、保護者も巻き込んだ研修の充実を図る。

No.	令和5年度中					R2～R5年度の計画期間中				
	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	課題	左記における取組方針	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針		
	複数の手続きを1つの窓口で行うワンストップ窓口の導入を検討し担当者限定するなど、プライバシーの確保に配慮して、被害者が安心して相談できる体制を充実する。	こども家庭相談室	新庁舎においては、被害者来庁時の手続きはワンストップサービスタイプで行い、相談業務についても相談室を活用している。	潜在的DV被害に悩む母子がいられるので、今後もきめ細やかな相談支援が必要であり、相談体制の充実については、引き続き研究を行う必要がある。関係機関との連携を強化し、幅広い支援の提供に努める。	ハード面においては、被害者に配慮した相談体制を整備できた。	4	新庁舎移転後は、旧庁舎において構造及びシステム構築上困難だったワンストップサービスが提供できるようになり、相談体制においても相談室を活用し、被害者のプライバシーに配慮した対応ができた。	被害者が相談しやすい窓口のあり方については、今後もハード面及びソフトウェア面から検討を行うとともに、県や他の相談機関との連携を強化し、幅広い支援の提供に努める。		
	相談内容に応じて迅速かつ適切に対応できるよう相談員の資質向上に努める。	こども家庭相談室	5月～10月に佐賀県児童虐待防止対策研修会、7月に市町村子ども家庭支援指導者研修会、8月に若年層自衛予防研修会、9月にひきこもりサポート研修会(2日間)、11月にヤングケアラー個別研修会及び子ども虐待防止学会へのオンラインでの参加、2月に思春期こころのケア研修会、3月に親子関係再構築支援に関する研修会の年間10回出席。5月・父子自立支援相談員、4月・父子自立支援相談員向け研修の年間2回出席。	相談援助技術について習得することができ、相談対応の際に実践できるようになった。他の相談員と積極的な意見交換を行い、他市町の現状把握に努めた。子ども家庭支援員及び虐待対応専門員、母子・父子自立支援員に関する研修等の受講：12回	研修の回数は目標を達成できなかった。今後は研修で得た知識を生かし、実践力を強化することを目指す。	4	研修参加により相談員が不在となる場合にも、室内で対応できるような体制の醸成と育成が必要である。研修で得た知識を活かし、実践力を強化することを目指す。	計画的な研修受講の継続、受講後の他相談員や市内の事業への伝達講習、及び相談支援業務に関連性の深い市の事業について知識を深めることなど、相談員だけでなく職場全体でスキルアップを目指していく。また、職歴の浅い職員には経験豊富な先輩職員が同行して訪問を行うなど、実際の現場で業務を進めながら実務を学ぶ場を設ける。		
	日本語での相談が困難なときは、佐賀県や民間団体と連携し、外国語での相談に連携し、外国語での相談窓口へつなぐ。	こども家庭相談室	日本語以外での相談はなく、相談窓口へつなぐことはなかったが、DV防止の啓発や情報提供を行うことができた。	関係機関の情報等をより周知する。	積極的な周知ができなかった。まずは、外国語での相談ができることを周知する必要がある。	4	外国語での相談ができている人に向けて、関係機関の情報等の周知を徹底し、相談窓口へつなげる。	引き続き関係機関等の周知を行い、県や民間団体との連携を図り確実に相談窓口へつなげる。		
	児童虐待の通告からDV発見につながるケースが増加しているため、子どもとその家庭等に適切な支援を総合的かつ継続的に行う体制を整備する。	こども家庭相談室	こども家庭相談室へ児童虐待の通告が入った場合、DV関連であれば、その都度母子・父子自立支援員へケース相談を行った。	当初は児童虐待対応ケースとして支援している中で、DVが発見された場合には速やかに専門の部署、関係機関と情報共有を行う。	当初は児童虐待対応ケースとして支援している中で、DVが発見された場合には速やかに専門の部署、関係機関と情報共有を行うことができた。	4	児童虐待対応ケースとして支援している中で、DVが発見された場合には速やかに専門の部署、関係機関と情報共有を行う。専門的な支援を総合的かつ継続的に行う体制を整備する。	引き続き児童虐待通告が入った場合には、DV関連であれば、その都度母子・父子自立支援員へケース相談を行う。		

No.		令和5年度中					R2～R5年度の計画期間中			今後の取組方針	
主な取組 制の充 実	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	左記における成果	課題	左記における取組方針	自己評価	評価の説明	取組の課題	評価の課題	今後の取組方針
子どもの発達や子育ての相談等を受け、必要に応じて医療機関等に相談し、乳幼児相談窓口を毎月各区で開催した。	保健医療課	乳幼児期における相談体制として乳幼児相談窓口を毎月各区で開催した。	子どもの発達や子育ての相談等を受け、必要に応じて医療機関等に相談し、乳幼児相談窓口を毎月各区で開催した。乳幼児相談窓口参加者数：1,438人	子ども発達や子育ての相談等を受け、必要に応じて医療機関等に相談し、乳幼児相談窓口を毎月各区で開催した。	相談窓口が充実している。必要に応じて、乳幼児相談窓口を毎月各区で開催した。	赤ちゃん訪問時や保健だより等の周知を行う。	4	毎月各市区で実施し、子ども発達や子育ての相談窓口を毎月各区で開催し、必要に応じて各相談窓口を紹介している。	子育て世帯に周知が必要。	赤ちゃん訪問時や保健だより等の周知を行い、相談窓口を毎月各区で開催している。	赤ちゃん訪問時や保健だより等の周知を行い、相談窓口を毎月各区で開催している。
乳児全戸訪問、養育訪問を行い、適正な相談と支援を行う。	保健医療課	保健師、看護師、母子保健推進員による乳児全戸訪問を実施した。	訪問により、家庭環境や育児状況の把握を行い、必要な相談や継続支援につなげている。乳児全戸訪問人数：796人、養育支援訪問人数：51人	母子保健推進員の乳児全戸訪問実施している。	母子保健推進員の乳児全戸訪問実施している。	妊産婦からの事業の周知を行うとともに、継続して訪問指導を実施し相談支援対応を行っている。	4	生後4か月までに全乳児へ訪問を実施するために、里帰り出産された人へも、他市へ依頼して訪問を実施している。入院中等以外順調に訪問事業がすすんでいる。	母子保健推進員も乳児全戸訪問事業を行っているが、周知不十分である。	妊産婦から出産後も、2か月間乳児相談窓口を利用し、継続して訪問指導を実施し相談支援対応を行っている。	
妊産婦からDVや虐待の予防につなげるため、妊産婦出産時に支援者の有無や経済的問題など、子育て環境の聞き取りを十分に行い、必要に応じて継続した相談対応を行う。	保健医療課	母子健康手帳発行時に、個別に面談し、事前アンケートによる有無や経済的問題、自身の既往歴などを聞き取り、点検化を行う。ハイレリスクの場合は、支援計画を作成し、妊産婦より関わりを開始する。ハイレリスク妊婦のうち、虐待の恐れがあるアセスメントで確認したものを、斤内の家庭児童相談室へ報告し、連携した支援を行う。	支援計画作成（母子健康手帳交付時）：98人 ※妊産婦の14.2% 特定妊婦として家庭児童相談室への報告：11人	ハイレリスク妊婦が増えている。	ハイレリスク妊婦の恐れがあるアセスメントで確認したものを、斤内の家庭児童相談室へ報告し、連携した支援を行っているが、把握できていないケースもいる。	母子健康手帳交付時に「ババトライ」の子育て冊子を配布する。家庭で妊娠・出産・育児についての役割分担について話し合う機会を作ってもらおう。	3	ハイレリスク妊婦のうち、虐待の恐れがあるアセスメントで確認したものを、斤内の家庭児童相談室へ報告し、連携した支援を行っているが、把握できていないケースもいる。	ハイレリスク妊婦が増えている。特定妊婦として斤内の家庭児童相談室へ報告し、連携した支援を行っているが、把握できていないケースもいる。	母子健康手帳交付時に「ババトライ」の子育て冊子を配布する。家庭で妊娠・出産・育児についての役割分担について話し合う機会を作ってもらおう。必要に応じて継続した相談対応を行う。	
聴覚障がいのある人に対しては、手話通訳や要約筆記で対応できる聴覚障がい者支援を充実する。	聴覚障がいのある人に対する手話通訳や要約筆記で対応できる聴覚障がい者支援を充実する。	聴覚障がいのある人に対する手話通訳や要約筆記で対応できる聴覚障がい者支援を充実する。	聴覚障がいのある人に対する手話通訳や要約筆記で対応できる聴覚障がい者支援を充実する。	聴覚障がいのある人に対する手話通訳や要約筆記で対応できる聴覚障がい者支援を充実する。	聴覚障がいのある人に対する手話通訳や要約筆記で対応できる聴覚障がい者支援を充実する。	要約筆記については常時対応しているが、要約筆記者については相談のための調整が必要。	4	各年度目標値に対し、達成度が6割を超えており、一定数を維持できた。	普及啓発に努めているが、依頼される方が、おおよそ決まっておらず、新卒の派遣回数も少ない。	今後継続して、普及啓発に努め、聴覚障がいのある人へのコミュニケーション支援を推進することとする。	
高齢者からの相談は、必要に応じて地域包括支援センターなど連携し、相談体制を充実する。	地域包括支援課	地域包括支援センターの社会福祉士等への相談や在宅介護支援センターの実態把握し、高齢者虐待案件を把握した場合に必要に応じて連携し、相談体制を充実する。	高齢者虐待に関する相談件数：26件	高齢者虐待など、権利擁護に関する相談と支援の充実が必要。	誰かが安心して相談できる体制整備と相談窓口の周知を行う。	虐待マニュアルに沿った対応を行っているが、担当職員が専門性や対応能力を高めたいことが必要である。	4	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターで相談を受ける。相談業務を担い、高齢者に係る相談受付体制が構築できている。	相談の中で高齢者虐待、権利擁護の相談に関しては、専門性が高くなるため、佐賀県社会福祉士会、佐賀県弁護士会より活用し、職員の対応力の向上やノウハウの積み上げに努めたい。		

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	4 男女間の暴力のない社会づくり
施策の方向	(2) 相談体制の整備と被害者支援の充実
具体的な施策	②被害者の安全確保の徹底

点数	達成率	評価基準
4	75%	目標に達している
3	50%	概ね目標に達しているが、不十分な点がある
2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No	令和5年度中				R2～R5年度の計画期間中				
	内容	担当課	成果	課題	評価の説明	評価の自己評価	取組の課題	今後の課題解決のための取組方針	
64	<p>主な取組</p> <p>「DV被害者関連窓口用 手引き」の更新と活用を徹底する。</p> <p>被害者情報の管理徹底と二次被害防止のため、職員を対象とした研修を実施する。</p> <p>被害者情報（要保護者等）の構成機関である、学校、保育所など関係機関との情報共有は、要綱に定められているとおり守秘義務を厳守した。</p> <p>学校や保育所・認定こども園・幼稚園など関係機関との情報共有にあたっては、被害者子どもたちの情報管理を徹底する。</p>	<p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p>	<p>R5年度の具体的な取組内容</p> <p>手引きの存在を、職員に認識させることができた。</p> <p>佐賀県DV総合対策支援センターの所長を講師に迎え、市民課など窓口対応職員に対し、配偶者暴力についての基礎知識など講話を実施したことで、接客時の留意事項などを習得できた。（受講生：24人）</p> <p>窓口に従事する職員を対象にDV被害者支援研修を実施した（R5.5.30）</p> <p>要対協（要保護者等）の構成機関である、学校、保育所など関係機関との情報共有は、要綱に定められているとおり守秘義務を厳守した。</p> <p>保護対象者となった場合は、各部署や学校と連携し対応する。他県からの転入者においては、両市町教育委員会でのやり取りを確実に（情報管理の一元化）</p>	<p>左記における取組方針</p> <p>手引きの活用を徹底するため、引き続き定期的な通知とともに、職員研修等の際、手引きについて周知を図る。また、必要に応じて、随時手引きの内容を見直す。</p> <p>人事異動による担当者の変更がある年度初めの早い時期に実施し、基礎知識の習得を促す。</p> <p>各課で情報管理を徹底するとともに、人事異動による担当者の変更を決定して、毎年度当初に研修を実施する必要がある。</p> <p>他県からの転出が確実である以上、原則に基づき迅速に安全確認を行う。また、関係機関との連携を密に行い、正確な情報共有に努め適切な支援を実施する。</p> <p>関係機関との情報のやり取りを密にし、連絡体制の構築と迅速な対応の徹底を図っていく。要対協への参加・実務者会議への参加</p>	<p>評価の説明</p> <p>職員研修の際に、担当課に周知してきた。</p> <p>関係窓口職員を対象とした研修を毎年度開催してきた。</p> <p>関係機関との情報共有を迅速かつ正確に行い、適切な支援を実施することができた。</p> <p>関係機関との情報共有はしっかりと正しく発生しているが、タイムラグが生じる場合もあり、対応が後手にまわられるケースもある。</p>	<p>自己評価</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>	<p>3</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>	<p>関係管内で統一した対応が取れるよう、課内での情報共有をしっかりと行う必要がある。</p> <p>各課で情報管理を徹底するとともに、人事異動による担当者の変更を決定して、毎年度当初に研修を実施する必要がある。</p> <p>他県からのケース移管の場合など、関係機関との情報共有にタイムラグが発生してしまいが、被害者保護の観点から、より迅速な情報共有が求められる。</p> <p>関係機関との情報共有はしっかりと行われているが、タイムラグが生じる場合もあり、対応が後手にまわられるケースもある。</p>	<p>左記における取組方針</p> <p>手引きの活用を徹底するため、定期的な通知とともに、職員研修等の際、手引きについて周知を図る。また、必要に応じて、随時手引きの内容を見直す。全体的な見直しを行う。</p> <p>人事異動による担当者の変更がある年度初めの早い時期に実施し、基礎知識を習得させる。</p> <p>他県からの転出が確実である以上、原則に基づき迅速に安全確認を行う。また、関係機関との連携を密に行い、正確な情報共有に努め適切な支援を実施する。</p> <p>関係機関との情報のやり取りを密にし、連絡体制の構築と迅速な対応の徹底を図っていく。要対協への参加・実務者会議への参加</p>

No.	令和5年度中					R2～R5年度の計画期間中			左記における課題解決のための今後の取組方針										
	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	左記における成果	課題	左記における取組方針	評価の説明	取組の課題											
安全確保の周知	被害者の個人情報保護を徹底する。	市民課	住民基本台帳事務処理要領に基づき適切な運用を行う。支援措置対象者の情報管理の徹底について、関係各課に注意喚起の通知を行うなど、情報漏洩防止の協力を依頼した。	本課及び関係各課による情報漏洩防止が適切に行われ、住民基本台帳事務処理要領に基づき適切な運用を図ることができた。	今後も課内各職員が住民基本台帳事務処理要領に基づき適切な運用を行う。関係各課についても引き続き情報漏洩防止の協力を依頼する。	住民基本台帳事務処理要領に基づき適切な運用を行うこと及び関係各課への情報漏洩防止の協力依頼ができた。	5	住民基本台帳事務処理要領に基づき適切な運用を行い、また支援措置対象者の情報管理の徹底について、関係各課への情報漏洩防止の協力依頼を行った。	今後も課内各職員が住民基本台帳事務処理要領に基づき適切な運用を行い、関係各課についても引き続き情報漏洩防止の協力を依頼していく。	新規採用職員等を含む課内各職員に支援措置制度や対応マニュアルについて周知徹底を図る。関係各課に対し、随時、注意喚起の通知を行う。	住民基本台帳事務処理要領に基づき適切な運用を行うこと及び関係各課への情報漏洩防止の協力依頼ができた。	5	住民基本台帳事務処理要領に基づき適切な運用を行い、また支援措置対象者の情報管理の徹底について、関係各課への情報漏洩防止の協力依頼ができた。	住民基本台帳事務処理要領に基づき適切な運用を行い、また支援措置対象者の情報管理の徹底について、関係各課への情報漏洩防止の協力依頼を行った。	今後も課内各職員が住民基本台帳事務処理要領に基づき適切な運用を行い、関係各課についても引き続き情報漏洩防止の協力を依頼していく。	住民基本台帳事務処理要領に基づき適切な運用を行い、また支援措置対象者の情報管理の徹底について、関係各課への情報漏洩防止の協力依頼ができた。	5	住民基本台帳事務処理要領に基づき適切な運用を行い、また支援措置対象者の情報管理の徹底について、関係各課への情報漏洩防止の協力依頼ができた。	今後も課内各職員が住民基本台帳事務処理要領に基づき適切な運用を行い、関係各課についても引き続き情報漏洩防止の協力を依頼していく。
	被害者に対して、本人通知制度や支援措置制度の情報提供を行う。	市民課	被害者からの相談があった場合には、福祉事務所や子育て支援課等と連携し、住民基本台帳の閲覧等の制限について情報提供を行う。務における支援措置が必要な場合は申請を受け付けた。	DV被害者からの相談があった場合には、福祉事務所や子育て支援課等と連携し、住民基本台帳の閲覧等の制限については申請を受け付けた。・必要時には情報提供を行った。	被害者からの相談があった場合に他の相談機関と連携し、適切な相談場所を案内し、内容に応じた対応をする。	被害者の内容に応じた必要な情報提供を行うことができた。さらに相談機関との十分な連携を図りたい。	5	被害者の内容に応じた必要な情報提供を行うことができた。さらに相談機関との十分な連携を図りたい。	DV被害者からの相談があった場合には他の相談機関と密に連携を図り、適切な対応を強化する。	被害者からの相談があった場合には他の相談機関と密に連携を図り、適切な対応を強化する。	被害者の内容に応じた必要な情報提供を行うことができた。さらに相談機関との十分な連携を図りたい。	5	被害者の内容に応じた必要な情報提供を行うことができた。さらに相談機関との十分な連携を図りたい。	DV被害者からの相談があった場合には他の相談機関と密に連携を図り、適切な対応を強化する。	被害者からの相談があった場合には他の相談機関と密に連携を図り、適切な対応を強化する。				
	本人通知制度を市報や市のホームページなどで周知する。	市民課	住民票の写し等の第三者請求に係る本人通知制度を広く市民に広報すること、被害者保護を図ること、被害者本人通知制度について、ホームページ及び窓口案内システム放映等で広報した。	本人通知制度について、ホームページ及び窓口案内システム放映等に広報した。・新婦申請：6件・本人への通知：7件	相談受付時に情報を提供し、市民への周知を図る。	ホームページ及び窓口案内システムに周知を図った。	5	ホームページ及び窓口案内システムに周知を図った。	住民票の写し等の第三者請求に係る本人通知制度を広く市民に知ってもらうために、ホームページ及び窓口案内システム放映等で市民に周知を図った。	相談受付時に本人通知制度の情報を伝え、市民にわかりやすく周知を図っていく。	今後市報、ホームページ及び窓口案内システム放映等で広報していく。	5	住民票の写し等の第三者請求に係る本人通知制度を広く市民に知ってもらうために、ホームページ及び窓口案内システム放映等で市民に周知を図った。	相談受付時に本人通知制度の情報を伝え、市民にわかりやすく周知を図っていく。	今後市報、ホームページ及び窓口案内システム放映等で広報していく。				

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	4 男女間の暴力のない社会づくり
施策の方向	(2) 相談体制の整備と被害者支援の充実
具体的な施策	③被害者支援の充実

達成率	75%	75%	75%
達成率	75%	75%	75%
達成率	75%	75%	75%
達成率	75%	75%	75%

No		令和5年度中				R2～R5年度の計画期間中		
内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	課題	取組方針	評価の説明	評価の説明	取組の課題	左記における課題解決のための今後の取組方針
66 公営住宅に居住する被害者の生活基盤確保のための支援策として、DV被害者の優先入居（単身世帯での申込及び入居を認める）を実施する。	建築住宅課	自立に向けた生活基盤確保のための支援策として、DV被害者の優先入居（単身世帯での申込及び入居を認める）を実施する。	なし	なし	DV被害者に配慮した入居受入れを行った。	DV被害者に配慮した入居受入れを行った。	なし	継続
67 子どもへの配慮や支援	こども家庭相談室 学校支援課	被害者の子どもが保育所などへの入所や学校への就学及び転校するときは、情報伝達を徹底するとともに、円滑に就学や保育を受けることができていくよう配慮し、就学援助などの支援を行う。	被害者等の情報共有は必要だが情報漏洩の危険性を高めることとなるため注意を要する。 今後も被害者の子どもが就学及び転校するときは、学校、子育て支援課及び市民課等に連携し、情報の連携等が適切に行われるよう配慮し、就学援助などの支援を行う。	共有する機関、情報の内容が共有する限り最小限にしている。共有に努めた。	共有する機関、情報の内容が共有する限り最小限にしている。共有に努めた。	共有する機関、情報の内容が共有する限り最小限にしている。共有に努めた。	被害者等の情報共有は必要だが情報漏洩の危険性を高めることとなるため注意を要する。 今後も被害者の子どもが就学及び転校するときは、学校、子育て支援課及び市民課等に連携し、情報の連携等が適切に行われるよう配慮し、就学援助などの支援を行う。	被害者等の情報共有は必要だが情報漏洩の危険性を高めることとなるため注意を要する。 今後も被害者の子どもが就学及び転校するときは、学校、子育て支援課及び市民課等に連携し、情報の連携等が適切に行われるよう配慮し、就学援助などの支援を行う。
68 就業支援制度に関する情報提供	こども家庭相談室	就業や日常生活の悩みについて、母子・父子自立支援員による相談・指導等を行った。また、DV被害等には関係機関と連携し速やかな対応をとった。	本人や住所自治体、福祉担当からの情報提供があった場合、女性相談窓口や福祉担当と連携を取りながら、必要なサービスの提供を行った。	被害者の情報を把握した場から、随時本人の相談を受けながら、女性相談窓口の紹介や個人情報共有し、健康診断予約の提供や受診の受け入れを行っている。	継続して相談者の状況に応じ、関係機関との連携、各種支援制度の活用等により自立への支援を行うことができた。	相談者の状況に応じ、関係機関との連携、各種支援制度の活用等により自立への支援を行うことができた。	相談内容が複雑化、多様化しているため支援員に対する専門性のさらなる向上が求められる。	外部研修への参加、ケーススタディの実施により支援員のスキルアップを図る。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調査（令和5年度）

基本目標	4 男女間の暴力のない社会づくり
施策の方向	(3) 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化
具体的な施策	①関係機関との連携強化

達成度	評価基準
5 100%	完了(目標達成)
4 75%	ほぼ完了(目標達成)
3 50%	進行中(目標達成)
2 25%	着手している部分があるが、全部分数は少ない
1 0%	着手していない(実施方法など改善が必要)

No	令和5年度中				R2-R5年度の計画期間中			左記における課題解決のための今後の取組方針
	内容	担当課	R5年度の具体的な取組内容	課題	左記における取組方針	評価の説明	取組の課題	
69	<p>県や関係機関等と連携し、情報交換、ケース検討などを行いながら実施の把握に努め、さまざまなケースに対応する。</p> <p>相談内容に応じて、迅速で適切に対応できるように、県や関係機関や警察などの関係機関や民間団体などと情報の共有や協力体制を強化する。</p> <p>緊急時や夜間の相談には、警察や婦人相談所と連携するとともに、被害者に対する情報を共有し、一時保護施設に入所するまでの被害者やその子どもなどの安全を確保する。</p> <p>医療・介護関係者や民生・児童委員、保育・学校関係者など連携して情報共有し、被害者の早期発見に努める。</p>	<p>こども家庭相談室</p>	<p>DV被害者支援センター、警察及び関係機関との円滑な連携に努める。</p> <p>DV被害者支援センター、警察及び関係機関との円滑な連携に努める。</p>	<p>関係機関との連携強化を図りつつ、引き続き相談窓口を開設し、相談者に寄り添った相談活動を実施する。</p> <p>関係機関との連携強化を図りつつ、引き続き相談窓口を開設し、相談者に寄り添った相談活動を実施する。</p>	<p>各市民センター、警察及び関係機関との円滑な連携に努める。</p> <p>関係機関との円滑な連携に努める。</p>	<p>関係機関との連携強化を図り、相談者に寄り添った相談支援を実施した。関係機関と連携し、迅速かつ適切な保護・支援を行った。</p> <p>関係機関との連携強化を図り、相談者に寄り添った相談支援を実施した。関係機関と連携し、迅速かつ適切な保護・支援を行った。</p>	<p>関係機関との円滑な連携を強化し、被害者に配慮した多様な保護・支援体制の整備が必要である。</p> <p>関係機関との円滑な連携に努める。</p>	<p>各市民センター、警察及び関係機関との円滑な連携に努める。</p> <p>関係機関との円滑な連携に努める。</p>
70	<p>関係機関との連携強化を図り、被害者から苦情が寄せられた際には、関係機関と連携して適切な対応を図る。</p> <p>関係機関との連携強化を図り、被害者から苦情が寄せられた際には、関係機関と連携して適切な対応を図る。</p>	<p>こども家庭相談室</p>	<p>DV被害者支援センター、警察及び関係機関との円滑な連携に努める。</p> <p>DV被害者支援センター、警察及び関係機関との円滑な連携に努める。</p>	<p>関係機関との連携強化を図り、被害者から苦情が寄せられた際には、関係機関と連携して適切な対応を図る。</p> <p>関係機関との連携強化を図り、被害者から苦情が寄せられた際には、関係機関と連携して適切な対応を図る。</p>	<p>各市民センター、警察及び関係機関との円滑な連携に努める。</p> <p>関係機関との円滑な連携に努める。</p>	<p>関係機関との連携強化を図り、被害者から苦情が寄せられた際には、関係機関と連携して適切な対応を図る。</p> <p>関係機関との連携強化を図り、被害者から苦情が寄せられた際には、関係機関と連携して適切な対応を図る。</p>	<p>関係機関との円滑な連携を強化し、被害者に配慮した多様な保護・支援体制の整備が必要である。</p> <p>関係機関との円滑な連携に努める。</p>	<p>各市民センター、警察及び関係機関との円滑な連携に努める。</p> <p>関係機関との円滑な連携に努める。</p>